

POLICY AND LEGISLATION

政策資料

■卷頭言

マルチ・メディアと民主主義 薫科満治

■資料

地方行財政改革の基本方向

従軍慰安婦問題の解決方向について

日本社会党政策審議会

1

1995 NO.340

月刊「政策資料」号外

第127・8・9回国会〔1994年度版〕

国会報告

連立の時代と社会党

政策担当者・地域活動家・研究者必携！ 好評発行中

A4判270頁・軽装 発行価950円（10部以上割引有り）

連立時代の幕開けとそれを象徴する国会報告・1994年版をお届けする。

本書の収録範囲は、宮沢内閣不信任案可決・総選挙後の細川連立政権が誕生した第127特別国会（93年8月5日～同28日）、様々な経過を経て政治改革関連4法案が成立した第128臨時国会（93年9月17日～94年1月29日）、予算案審議の半ばでの細川内閣総辞職、村山首班指名という史上初の1国会・総理3人が誕生した第129通常国会（94年1月31日～6月29日）、以上の3つの国会である。

政治改革4法、ガット・ウルグアイラウンド、税制問題、そして連立政権下における各党調整、首班指名など、この一連の国会には連立政治が凝縮されている。社会党はこの連立政権下をパーカーで乗り切ってきたとはいえない。しかし、国民が求める改革をめざし、たゆまぬ努力を重ねてきた足跡がにじんでいると考える。（「序にかえて」より）

編集・発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館

電話 03-3581-5111 内線3880~4 FAX 03-3580-8068

いまは、人気と評価にかけりをみせているクリントン大統領ではあるが、その政権が誕生した際には、ゴア副大統領の存在と構想とが国際的にも脚光を浴び、「この政権は、クリントン・ゴア政権である」といった報道さえあつた。ゴア構想のひとつにマルチ・メデ

要旨は、(1)全国の大学、研究機関に設置されている一〇〇万台のコンピュータを接続し、全米教育ネットワークを形成する。(2)二〇一五年までに、全米の各家庭を対象に双向のネットワークの基幹部分を民間活力により確立させる。というもので、情報ハイウェイの

ことが明らかとなつた。その後、各分野の人々との情報交流や議論を通じて判明したことは、ゴア構想は、単に情報通信にかかるアーティファクトを形成する。政治システムそのものの変革をも意図していることであつた。

これが、改めて言うまでもなく、政治の原点は、民意の尊重である。しかも、現状における国民の価値観は多様化しており、この多様な意識と要求をいかに迅速に、且つ適格に汲みあげ、二十一世紀に向けた人間優先の政治・社会システムを構築させていくか、そこにこれららの政治展望を切り開く鍵があるといつても過言ではない。

マルチ・メデイア と民主主義

藁科満治
政策審議会副会長



巻頭言

イアによるハイウェイ構想があり、その内容はすでにわが国にも紹介されている。

たまたま私は、昨年八月所属する調査会の派遣で、アメリカ及びカナダの情報ハイウェイ構想等の実情調査を行つた際、上院のエクソン議員事務所で当構想の概要を直接聞く機会を得た。その構想の

完成により、高速大容量の双向通信が整備されると、時間的・空間的拘束から人々が開放されるなど現在の社会経済システムの大変革をすすめることができる。この

こととに、私は強い関心をもたされた。

慶應義塾大学の環境・情報学部長の相磯秀夫教授は、「マルチ・メデイアは、新しい技術であるばかりでなく、考え方や生活そのものを変革する新しい文化である」と指摘している。また、評論家の

田中直毅氏は、「双向性のネットワークを確立すれば、政治システムを変えることができる」と語っている。

(わらしなみつはる・参議院議員)
1

月刊『政策資料』

No.340号 1995年1月号



公共投資の質的転換について

党行財政改革プロジェクト

行政改革の新たな展開の基本方向

〃

地方行財政改革の基本方向

〃

規制緩和の基本的考え方と推進体制

〃

平成七年度予算編成について

〃

行財政改革プロジェクトチーム

〃

従軍慰安婦問題の解決方向について

〃

党戦後五十年問題プロジェクトチーム

〃

特別委員会

24 22 19 14 7 5 4

いわゆる従軍慰安婦問題についての第一次報告

〃 プロジェクト

地方分権の基本的考え方

地方分権特別部会

わが国経済構造改革の基本方向について

与党経済対策プロジェクト

〃
(案)

九五年宣言(第一次草案)

〃

政策の焦点

I 国会テレビ――知る権利の観点からの政治改革

緒方 岳

II ガット関連対策について

垣内修作

53 49

46 40 39 27 26



一九九四・一一・七

資

料

公共投資の質的転換について

日本社会党行財政改革プロジェクト



4

1 公共投資の対象範囲の拡大

(1) これまでの公共投資は、財貨やサービスの生産のために使用される耐久財を形成するための「投資」に偏っており、自然環境を適正に保全し後世代に引き継ぐための「投資」のような、財貨に換算できない「便益」をもたらすものについては、社会資本としての位置付けが明確になされないまま、整備も遅れている。

このため、森林などの自然環境に恵まれた土地や保存すべき文化遺産・遺跡等で、公的機関による買い取りなどの保全措置に要する費用、埋蔵文化財の発掘・調査費などについては、これを積極的に公共投資として扱うなど、自然公園施設に類するものの範囲の拡大を図るべきである。

(2) そのための財源として、従来からの「建設国債」の考え方において「環境保全国債」の考え方を導入するなど、財政法第4条の規定に基づく公債の発行対象の範囲を拡大すべきである。

(3) 国立大学等の教育・研究機関の中には、施設が老朽化しているにもかかわらず、適切な営繕が行われないまま劣悪な環境の下に置かれているものが少なくない。

たとえ建て替えに類するような大規模の修繕が行われない場合であっても、これらの維持・管理費は、社会資本の消耗を防ぐために必要な支出である。これらは、経常経費とするのでなく、公共投資として位置付け、公債の発行対象に加えることで、弾力的な予算化を可能とすることが必要である。

(4) 情報化が急速に進展しているもかかわらず、公的部門における基礎的情報の整備は、非常に遅れている。特に、土地に関するデータは、様々な行政施策の基礎となるべきものであるが、国土調査等は遅々として進まず、全国を網羅するには程遠い。

こうした情報は、有形の資産ではないが、電磁的記録として一度体系的に整備されれば、長期にわたって広く国民が利益を享受できる無形資産であり、こうした情報の蓄積は将来への投資にはかならない。公共投資として扱うべきである。

(5) また、公的部門における基礎的情報を広く国民に提供するためには、高度な情報通信基盤の整備が、不可欠である。民間事業者では整備することができない公的部門の耐久財の整備についても、公共投資として位置付けることが必要である。

2 公共事業の財源の多様化

(1) 公債の発行は、便益を受ける後世代が租税によつて償還するた

め、世代間の負担の公平に合致するが、高齢社会を考えると、将来に過度の負担を負わせないという点も重要な観点である。

国の予算の投資部門における財源が公債に依存している割合が高いことを考えると、今後、社会資本整備を拡大していく上で、財源の多様化を進める必要がある。税収、公債、財政投融资資金などの財源を事業の性格に応じて、適切に組み合わせていくことが必要である。

(2) 社会資本による受益・施設の損傷等と負担の関係が明確な場合は、税収などを特定財源として活用することが、負担の公平にも合致するが、一方で、シェアが固定するなど財政の硬直化を招くおそれがある。

従つて、道路整備特定財源については、既定の道路整備五箇年計画等の実施に必要な財源の確保に配慮しつつ、道路交通量を減し道路交通の安全と円滑化が図られるような鉄軌道系その他の公共交通施設整備に広く充当できるよう弾力化を図る。

(3) また、運用上、公共事業の特定財源とされている諸税をはじめとして、租税特別措置について見直しを行い、それぞれ政策目的、効果、実績等を吟味した上で、大幅な整理・合理化を行うものとする。

(4) 財政投融資資金の運用形態は出資・融資という形であるため、

公共投資では高速道路や住宅建設など料金等で償還が可能な分野で積極的に活用されているが、料金等についても特定財源と同じように、負担の公平性に配慮して受益・施設の損傷等と負担の関係が明確となるよう料金体系を組み立てる必要である。

高速自動車国道の料金水準や公的助成のあり方については、新たな整備計画が次の国土開発幹線自動車道建設審議会で策定されるまでに結論が得られるよう、見直すことが必要である。

(5) また、住宅・都市整備公団の賃貸住宅の家賃について、公団が

事業会計の中で行っている家賃負担の軽減に必要な財源は、その明確化を図るため、国が特定優良賃貸住宅に係る家賃補助として地方住宅供給公社に対して実施している方式と同様の方式で、公団に対する補助を実施すべきである。

(6) 都市整備の分野は、基本的には公共主体が行うべきであるが、開発利益が見込めるものについては、民間活力を活用していく必要がある。

従つて、開発利益を吸收・還元する事業手法である土地区画整理・市街地再開発事業等の面整備事業に重点的に公共投資を配分するとともに、開発負担金制度に関する基本的なスキームを法律で定めるよう検討を進める。

一九九四・一一・七

行政改革の新たな展開の基本方向

日本社会党行財政改革プロジェクト

はじめに

いまや世界のトップランナーに位置しながら、高齢化・少子化の到来を迎えているわが国は、欧米に対するキャッチアップを至上目的とした行政主導の経済社会システムを、自立した個人の創造性を基軸とする活力ある新しいシステムへと転換することが必要である。また、国際社会の相互依存の深まりのなかで、共生の理念に基づく新しい国

際秩序づくりをリードする開かれた市場を率先して構築しつつ、国際的役割を積極的に担っていくことが期待される。今日の行政改革は、こうした内外の課題に対応する経済社会システムのリストラの一貫として、位置付けられなければならない。

1 ゆとりと活力ある成熟社会、国際協調をめざす規制緩和

九〇年代の規制緩和の基本方向は、公共の福祉と競争原理とのバランスに配慮しつつ、自己責任原則に基づき、世界と共生しながら、豊かさの実感できるゆとりと活力ある成熟社会を創造することである。したがって、行政事務の簡素化・透明化、国民負担の軽減というこれまでの視点に加えて、国民生活の質的向上、国民の創意工夫の尊重、国際協調の新たな観点から、規制緩和を大胆に推進していく。

規制緩和にあたっては、「原則自由」と「自己責任原則」の考え方の導入に対応して、P.L法など消費者や労働者のための事後的な救済・補償制度の整備を図る。また、個別の具体策については、消費者重視、国際調和、サンセットルールの確立、安全性確保、環境保全、公共性確保、地方重視、雇用調和の八つの原則を総合的に勘案しながら進めていくこととする。今後は、民間や海外からの要望を積極的に吸収しつつ、「規制緩和中期計画」を策定して規制緩和を着実に推進するとともに、行政改革委員会によって実施状況を監視し、既存の規制の不断の見直しと新設の規制のサンセット化を図る。

2 透明性・公平性の向上、良質なストック形成をめざす公共事業・補助金の見直し

中長期的に内需主導型経済構造への転換を図るとともに、国民が真にゆとりと豊かさを実感することができる質の高い生活基盤を整備するため、引き続き公共投資の促進が必要である。とくに、本格的な高齢化社会を控え、生活関連社会資本の整備を進め、余力のある九十

年代に残し得る良質なストックの形成を推進する。

そのために、中央省庁の縦割り意識と過去の実績にとらわれた公共事業関係費の配分を是正するとともに、その対象範囲を見直し、社会経済情勢や産業構造、国民ニーズの変化を踏まえて、限りある財政資金の重点的・効率的配分を図るよう、公共投資基本計画の内容を質量の両面から見直す。公共事業の執行にあたっては、いわゆる業界の談合本質の是正と発注サイドの管理能力の改善を促進し、効率性・透明性・公平性の向上を図る。また、地方自治体の自主性と創意工夫を活かした公共投資が行われるよう、国の補助事業については、不要不急、零細な奨励的補助金の廃止・統合と一般財源化を推進するとともに、地方への財源の移転についても検討する。

3 新たなニーズに対応し、総合的政策展開をめざす行政組織等の見直し

経済・社会システムの抜本的なリストラにともなって、あらためて政府部門の果たすべき役割と行政システムのあり方の根本的な見直しが必要となっている。行政の肥大化防止、民間の自律的活動の尊重や地方分権の観点、また、国民ニーズの多様化やわが国の国際的役割の増大に対応した行政の柔軟性・総合性の確保の観点から、中央行政部門の減量化・効率化、組織の分担管理のあり方の見直し、人的資源の最適配置及び公務員の意識改革が求められている。

特殊法人は、既にその目的を達成し、既得権保護の温床となつていると指摘されるものが少なくない。特殊法人の見直し基準に沿つて、事業の必要性、効率性、事業運営等のあり方等について厳しく見直し、統廃合、民営化、自治体等への移管を含む整理合理化を進める。なお、職員の雇用の安定を図る観点から、特殊法人間における横断的な雇用制度の導入等を図るなど、内閣の責任において特殊法人の改革にともなう雇用問題に対処する。

中央省庁については、消費者・生活者重視や国際的役割の分担などの新たな行政ニーズに対応した総合的な政策展開を図るため、縦割り行政、公務員のセクシヨナリズムを是正する。「官から民へ」「國から地方へ」の流れに沿って、基本的政策の立案・企画を中心とした機能への純化を促し、さらに複雑・多様化する諸課題に対しても総合的・

一體的に取り組む。そのために、中長期的な中央省庁の再編、人事管理制度の抜本的改善を展望しつつ、内閣の総合調整機能の強化、公務員の省庁間交流などを推進する。

4 行財政権限の拡充、自治体改革をめざす地方分権の推進

自治体への権限・財源の移譲によって、住民ニーズに応える民主的行政主体へと自治体が再生するための「自治体改革」を目指す。中央と地方の事務分担の見直し、公共事業・補助金にかかる縦割り行政の見直しによって、今日の行政の無駄を省くとともに、行政を住民ニーズに近付ける。そのための課題と手法が地方分権である。

地方分権の推進は自治体の権限の拡充だけではなく、住民に対する自治体の責任の比重が飛躍的に増すことでもある。したがって新しい時代のニーズに対応する行政の地方へのシフト、窓口業務の一元化や住民のニーズに応えられる窓口業務への改善、計画行政の確立、歳出構造の見直し、地方公務員制度の弾力化、公・民共働の自治体経営の活用などを図り、「自治体改革」を推進する。

地方分権推進のための基本的な法律（仮称「地方分権基本法」）を早期に制定し、課税自主権の強化、国と地方の税源の再配分、財政自主権の強化、国と地方の事務事業の見直し、機関委任事務の廃止、許認可制度の抜本見直し等について、理念と手順、推進体制を盛り込む。住民自治の拡充に結び付けていく視点で、住民の発案・監査・解職請求など直接請求制度の拡充や、諮詢的住民投票条例の制定など多様な住民参加制度の導入を進めていく。

一九九四・一一・一四

地方行財政改革の基本方向

— 地方自治確立のための地方分権と
自治体改革の推進 —

日本社会党行財政改革プロジェクト

1 地方行財政改革に対する基本的考え方

(1) 今日の地方行財政改革の背景

現在わが国は、①国際的相互依存関係の高まりによる国際対応の増大、②少子・高齢化社会の到来による行財政需要の増大、③人・モノ・情報の東京一極集中による地域的不均衡の拡大、④都市的生活様式の進展による多様な行政ニーズの拡大といった社会経済の発展に即応して、行財政制度及びその運営を恒常的に見直し・改革することが焦眉の課題となっている。

これら構造問題と現状の行財政制度とのギャップを埋め、ひいては内外の課題に対しリードでき、国民がゆとりと豊かさを実感できるための政治行政制度を確立することが、今日の行財政改革の重要課題である。加えて民主主義の徹底の観点から、行政の透明性・民主性の確保も求められている。

少子・高齢化社会における福祉対策の供給主体であり、また地域の景観の重視、環境保全、地域文化の振興等個性ある地域づくりの主体は、自治体である。住民生活に密着した課題は、自治体が住民とともに具体的に取り組むことが必要であり、その意味で住民ニーズに応えた自治体行政を住民の参加を通して実現することが地方行財政改革に

求められる課題となっている。老人福祉を始めとする様々な人とのニーズ、個性的社会創造のための地域ニーズ等多種・多様な国民の要請に的確かつ効果的に対応するためには、これまでの集権的行政を基本的に改めなければならない。自治体自身、新しい役割を果たしていくため、行財政のあり方、組織・機構を見直していかなければならず、自立的・積極的なリストラが要請されている。

(2) 地方行財政改革の視点

① 中央と地方の事務分担の見直しによる無駄の削減

現在の行政の多くは、実際の行政事務は自治体が行っているにもかかわらず権限が国に集中しているため、国の法律や計画にしたがって自治体が委任事務として行っている。このため同じ事務に国と自治体が二重に関与し、国の計画や支持を徹底するために自治体職員がいちいち東京に通うことが行われている。そればかりでなく、計画が国のレベルで作成されることによって、地域の実情に即応する計画が立てにくく、場合によつては自治体が補完的な事業を行う必要が生じる。このように本来自治体でできる事業や事務の権限が国に集中していることによって行政上大きな無駄が生じている。この無駄を省くためには、自治体が独自にできる事務は徹底して地方に移し、国の事務は地方を援助するための補完的なものとする必要がある。このため、国から地方への機関委任事務等については、地方へ移譲することを原則とし、行政の一元化を図らなければならない。

② 公共事業・補助金の縦割り行政の見直しによる無駄の削減

同じ形の二つの下水処理施設が同じ町の同じ場所に並んで作られた例など、国の縦割り行政によつて生じる無駄も少なくない。保育所と幼稚園も国の所管が異なるために、補助金の都合から同じ建物に二つ玄関を設けたり、せっかく広い園庭を生け垣で区切つたりということが行われている。またハードを重視するこれらの事業によって、サー

ビスのソフト化が阻害されていることも否定できない。さらに少子化に伴う空き教室の図書館転用と充実、地域への開放や高齢者のデイケア・センターへの転用による高齢者と子どもの相互交流などのよう、住民ニーズの変化に伴う施設の目的外使用についても、補助金適正化法によって弾力的な利用ができないため、ニーズに応えられず社会的効率性を失わせている例も多く見られる。

このように公共事業や補助金に係る縦割り行政が弊害となつて行政に多くの無駄が出ているが、自治体の主体性の喪失や補助金を得るためのコストも馬鹿にならない。自治体に行政を一元化することで無駄を省くことができる場合が少くない。公共事業や補助金に伴う縦割り行政を見直し、可能な限り行政権限を地方に移すように見直さなければならない。

③ 新しい時代のニーズに対応する行政の地方へのシフト

超高齢社会・少子社会に対応する福祉行政は、年金行政などのように全国的平準化とスケールメリットの確保が求められるものもあるが、高齢者・障害者の介護や児童・学童保育などの行政事務は、住民の身近で行われる必要がある。そうでなければ具体的な地域の諸条件に即応することができないからである。ますます重要さを増している生涯学習や文化・スポーツ等についても同様である。

環境行政についても、国の統一基準が環境保全に重要な意味を持つ場合があると同時に、国の中でも自治体や地域住民の意に反していて環境破壊等の乱開発が行われている例も少なくない。新しい時代のニーズは生活者中心のものが多く、始めから地方の単独事業として位置付け、既存の行政事務について生じているような無駄は始めから生まれないようにする必要がある。

(3) 私たちの地方行財政改革の目標

自治体への権限・財源の移譲によって、中央統制から自治体を解き

放ち、自治体に自治を取り戻し、住民ニーズに応える民主的行政主体へと自治体が自立し再生する。このような新しい時代に適応した自治体改革がめざすべき目標である。中央と地方の事務分担の見直し、公共事業・補助金の縦割り行政の見直しを行うことによって今日の行政の無駄を省くとともに、行政を住民ニーズに近付けることが可能になる。その課題と手法が地方分権である。先に指摘した課題に留まらず、今日の国と地方を通じた行政財政を総合的に点検し、国でなくてはできない行政分野のほかは行政権限と財源を自治体に移していくことが必要である。

分権の精神に立てば、国は法律上明文の規定によって認められている場合以外は、地方に関して関与してはならないのは当然であり、組織・予算の削減や定員削減を中心から一括して押しつけるいわゆる「地方行革」ではなく、行政の無駄を省き効率化を図ると同時に、新しい課題に対応した積極的施策を展開するという観点で、今日的意味での地方行財政の改革を、自主的・主体的に地域の創意工夫によって進めていかなければならない。

そうすることによって、①利益誘導や天下りのない住民本意の簡素で公正かつ透明な行政、②縦割り行政、セクショナリズム、画一行政の排除、③政・官・財の癒着構造の解体による清潔な政治、④民主主義の機能回復、⑤地域の実情と住民ニーズに応えうる行政が実現され、団体自治と住民自治の拡充強化を通した「地方自治の本旨」の実現に資することができる。

2 自治体改革の推進

(1) 自治体改革の方向性

行政は国民・住民のニーズに応えるためにあることをまず認識しなければならない。その点では行政経費を安くあげればよいというもの

でなく、何を無駄と認識し、何が省かれてはならないかを国民・住民の視点で見分けなければならない。低コストという量の面だけでなく、公共性という行政サービスの質が問われる。例えば転居すれば、住民登録、印鑑登録、保険手続、転校手続等、役所を駆けずりまわらなければならぬ高齢者ともなれば、医療相談、施設の相談、年金の相談、生涯学習施設の相談等でも同じ思いをさせられる。こうしたことへの対応が一つの窓口で済み、親切に相談にのつてもらえる体制があれば、安心して暮らすことができる。このような窓口業務の一元化や住民のニーズに応えられる窓口業務への改善は、既に多くの自治体で取り組まれているがなお一層促進されなければならない。

その際に重要なことは、このような窓口には、各種の行政分野に通じた職員が配置されなければならないということであり、需要に応じた職員数が確保されなければならないということである。経費の削減が優先され人員の削減が行われては、到底住民のニーズに応ええない。行政の無駄は当然省かねばならないが、実情を無視した「数値目標」で対応すべきものではなく、一律の上からの「削減」は言語道断である。

(2) 自治体改革の基準

住民ニーズに応え新しい時代の要請に対応するならば、住民に対する自治体の責任の比重が飛躍的に増す。また地方分権の推進は自治体の権限の拡充をもたらすだけではなく、住民生活に直接関わる事務・事業が市町村に移譲され、都道府県行政の機能強化が推進されるによって、住民に対する自治体の政治及び行財政の自己責任を増大させる。したがって権限移譲と責任のこの相関関係を直視し、自治体の組織、機構並びに政治過程について不斷の見直しを図ることが必要である。

このためには、新しい時代のニーズに対応する行政の地方へのシフト、窓口業務の一元化や住民のニーズに応えられる窓口業務への改善、

計画行政の確立、歳出構造の見直し、地方公務員制度の弾力化、公・民共働の自治体経営の活用、サービスの利便性・迅速化を図るため組織・事務処理の合理化などを推進し、自治体行財政の透明性・公正性の確保、住民の意思による運営の保障といった自治体改革が必要である。

複式簿記の導入等財務会計制度の改革を図るとともに、住民の負担及び事業達成目標が理解される事業別予算制度の導入を図り、決算制度についてもこれに見合って住民に判り易いという視点で改革する。また予算・決算について住民への広報の改善を図る。

7

このような自治体改革は、国が画一的・一律に指導するのではなく、公開・参加・民主の基準にしたがって、厳しい財政状況への対処や社会経済情勢の変化に伴う新たな行政需要への対応、地域の活性化・住民生活の向上のために、自治体の事情や住民の意思を尊重してあくまでも自治体の自己改革として自主的・主体的に進められるべきである。

その際、住民の行政改革計画策定プロセスへの参加や住民の代表から

なる第三者機関の設置、住民への積極的な行政情報の公表等の手段を講じ、住民と一体となって自治体行政のあり方とともに考えていくようになります。

費用・人員の縮減のみが改革の目標なのではなく、縦割り・セクシヨナリズム、国への依存体質の脱却を通して、住民の視点に立った行政サービスのための新しい行政スタイルの確立を、分権の推進と合わせて図ることが大切である。

(3) 改革の具体的方策

①住民との計画の共同策定

地方自治法に定める「基本構想」の策定はほとんどの自治体で策定しているが、これに基づく「総合計画」及び「事業計画」を策定している自治体は少ない。したがって行政の計画的運営の基本となるこれら計画体系の確立を急ぐ。また住民とともにまちづくりを計画的に進めていく上で、住民の計画策定へのあらゆる形態による参画を推進する。

②住民に判り易い予算へ

自治体の事務・事業は、公務サービスの核となる共同事務・事業（徴税・財務管理事務、窓口事務、企画事務等）と人的な給付サービス（ホーム・ヘルパー等）から成り、高齢化社会では後者の比重が増大する。しかも後者のサービスは公的責任を担保しつつも、権力的執行を必要とするものではなく、ボランティア等住民との共働作業によってより豊かとなる性格のものである。したがってホーム・ヘルパー保母等の職種については地方公務員制度を弾力化し、短時間職員労働制度（パート公務員制度）の導入を図る。またこれら制度を導入するため、地方公務員共済制度等について基本的改正を行ふ。

在日外国人の地方公務員就任が可能になるようにするため、外国人

⑤地方公務員制度の弾力化

道路、橋梁等とくハーデそれも比較的規模の大きい施設作り中心の公共投資中心を改め、高齢化社会にふさわしい社会資本整備に投資政策を転換する。また踏襲主義的、補助金依存型予算編成を、自主的事業計画に基づくスクラップ・アンド・ビルト方式に転換する。また国庫補助金等の改革、申請手続の簡素合理化、必置規制の緩和等、国による条件整備を図る。

④歳出構造の見直し

10

国籍条項を廃止する方向で検討する。

国と地方、自治体同士の人事交流のあり方について、自治・分権の観点から積極的な見直しを行う。とくに地方事務官については廃止する。

⑥公・民共働の自治体経営

自治体のサービスがすべて必ずしも直當で行われる必要はない。したがってサービス水準の明確な保障の上に民営的経営手法を導入することで社会的効果を上げることが十分可能な分野については、公・民共働の立場から積極的に第三セクターを活用する。

⑦組織・事務処理の合理化による行政サービスの向上

サービスの利便性、迅速化を図るため組織・事務処理の合理化を推進する。とくに医療、年金、福祉のトータルなサービス行政を推進するため、これらに関わる総合相談窓口の整備を進める。また自治体が自主的に部・課の統廃合を進められるよう必置規制等国の関与を廃止する。

(4) 住民参加と住民によるコントロール

政策決定過程に多様な住民参加制度を導入することは現代民主主義の価値を深化するものであり、とくに地方自治において間接民主主義と直接民主主義の多面的ミックスは重要な課題となっている。また分権化と自治体改革において、住民の意思を直接問うことは極めて重要である。このため諮詢的住民投票制度を導入するとともに、住民の意思を直接自治体行政に反映させるための住民の発案・監査・解職請求など直接請求制度についてもその要件の緩和を図る。とくに、条例の制定・改廃に關わるレフアレンダムについて要件を充たしたものについては議会の同意を必要とすることなく住民投票に付することとする。また自治体の担い手である住民の参加を進めるための情報公開の推進、複雑化・専門化した行政を監視するための自治体オブズマン

制度の導入や、監査制度の改革、行政手続を透明化し市民に見える行政手続を保障するための行政手続条例の制定などを支援し、住民参加と住民による監視機能の拡充を図る。

3 地方分権の推進

(1) 地方分権の方向性

二重行政や補助金依存の縦割り行政の非効率性を排し、地域の実情に応じた住民サービスの実現を図るために、国・地方の関係の見直しは不可欠である。

国会でも既に地方分権推進の決議が行われ、行革審や地方制度調査会でもその必要が訴えられており、地方分権推進大綱案の策定作業も進んでいるが、中央統制から自治体を解き放ち、自治体の自主性を拡充するためには、課税自主権の強化、国と地方の税源の再配分、財政自主権の強化、国と地方の事務事業の見直し、機関委任事務の廃止、許認可制度の抜本見直し等について、理念と手順、推進体制を盛り込んだ地方分権推進のための基本的な法律（仮称「地方分権推進法」）を早期に制定する。

しかし中央政府の機能強化のために内政の一部を地方に押しつけるという住民不在の分権は、真の分権ではない。分権はあくまでも住民の創意や地方の英知が活かされる自由な地域づくりのための手段であり、住民自治の拡充と結び付くという視点が大切である。それには住民参加の促進と住民による行政コントロール機能の強化等を進めていかなければならない。

(2) 地方分権の課題

憲法に定める「地方自治の本旨」は、住民意思に基づく自治行政を保障している。しかし現実には自治体は機関委任事務、必置規制、閑

与、補助金等様々な行財政上の規制によって、従属的な地位におかれている。したがって以下のような課題を解決し、中央・地方間の相互に対等な協力関係を築くことが地方分権への要請である。

①機関委任事務の見直し

中央・地方の関係を基本的に規定しているのは機関委任事務の存在であり、自治体を中央の機関と位置付けるこの事務を改革することなくして地方分権は実現できない。したがって、すでに自治体の事務として同化しているものは、自治体の固有事務とする。さらに中央・地方の新たな対等・平等の協力関係を築くため、地方から国への委任も含め行政事務の新たな仕組みを形成する。これら改革は地方分権推進の基本法制において行う。

②出先機関・必置規制・国の関与の廃止

省庁別縦割りの公共事業の廃止をはじめとする地方分権の推進は、必然的に中央の出先機関を不要とするが、当面簡素化、統廃合を進めること。またこれに伴う国家公務員の地方公務員への身分移管を推進する。また行政自主権の保障の立場から、住民の安全・健康上不可欠なもの以外の組織・機構の必置規制、国の関与を廃止する。これによって自治体の職員配置の彈力性の確保、一方的職員増の抑制、ニーズに即応する部・課の統廃合、政策体系の保障が推進される。

③国・自治体間の許認可事務の整理・改廃

行政運営上、国の責任にかかるもの以外の許認可事務については、自主・自律性の阻害、社会環境の変化、規制効果の希薄化等の基準に基づく見直しを推進し、廃止・緩和・簡素化・自治体への移譲など整理・改廃を行う。

④自治体の財源強化と財政自主権の保障

地方分権を進め、国内行政は基本的に自治体が行うようにするためには、財源が伴わなければならない。中央・地方の関係で自治体が従属的地位に追いやられている原因の一つは、財源の中央依存と財政自主権

の制約にある。今日の自治体の歳出は行政全体の六六・五%に達しているが、その行政需要をまかなう税収の比率は三七・六%にしかなっていない。この不足を補っているのが地方交付税と国庫補助金・負担金等である。しかし後者はナショナルミニマムの確保として国の地方に対する責務としての支出である一方、地方行政を国の行政に従わせる役割を果たしているとともに自治体の自立した行政を妨げ、結果として行政に無駄を生じさせている原因の一つなっている。

したがって補助金等は行政事務の自治体への移譲とともに、地方へ移譲されなければならず、同時に行政の比率に応じた税源配分とするための抜本的な国税の地方税への組替えが行われなければならない。

⑤地方税改革

新たに地方独立税源として「地方消費税」を創設、消費譲与税を廃止する。今後自主財源充実・課税自主権強化の観点から、個人所得課税の地方移譲等国・地方の税源配分の変更をはじめとする地方税の改革を進めていく。

⑥国庫補助・負担金

補助金と負担金の性格の違いを踏まえつつ、整理・合理化を進めながら一般財源化を促進していくとともに、交付手続・採択要件の緩和、総合化・メニュー化を図る。零細・補助金、奨励補助金は廃止するものとする。一般財源化に当たっては、相当額を地方に保障するものとし、地方への負担転嫁にはならないよう努める。なお国庫負担金については、ナショナルミニマムとして国が当然責任を負うべきものであるが、今後国・地方の役割分担や権限の移譲の状況を踏まえつつそもあり方について検討する。

⑦財政調整制度

財源の地方移譲によつても生ずる財源の地域的不均衡については、財政調整制度の根幹をなす地方交付税制度の充実・強化、地方財政計画の改善によって対応する。交付税特別会計への直入制度を実施する。

また交付税の算定・配分内容を簡素化するとともに、自治体間調整システム、年度間調整システムの導入についても検討を行う。また財政調整の自立化・民主化を図るため、中央・地方共同の配分決定制度の創設を追求する。

⑧地方債

将来的な起債制限の廃止を追求しつつ、当面は発行条件の緩和ならびに地方債市場の整備に努める。

(3) 地方分権の推進の方策＝地方分権推進法の制定

地方分権を実現するため、自治体の行財政権の保障とそのための中央政府の立法権の限定等中央・地方の行財政関係の基本的フレームを定め、もって地方自治の保障・発展を図る基本法制として、以下のようないくつかの課題から実現するため、各課題を順次実現していくこととする。

① 中央・地方の新たな役割分担－中央政府事務の限定列举

地方分権の主体は市町村とし、住民生活に直接関わる事務はすべて移譲するとともに、都道府県については広域機能を基本的に市町村に対する支援、調整、補完を行う総合的な行政主体と位置づけ、中央政府の役割及び事務については国の存立及び全国的に処理することが望ましい事務、国でなければできない事務として限定列举する。また地方政府の核ともいべき自治体の条例制定権を保障するため、中央政府の立法権は限定列举に沿ったものに限定する。

② 地方分権の検討・実施機関－地方分権推進委員会

地方分権を具体的に進めるためには、「地方分権推進法」に基づき、およそ五〇〇と目される関係法令の見直しと改廃が必要である。このため自治体代表を中心に、①十年程度を期間とする地方分権推進計画の策定、②中央・地方の役割分担に基づく行政事務の具体的再配分及び税財源の再配分、③具体的法令改廃案の策定、④政府提出法案の基

本法に基づく調査・検討等を行い政府に勧告する、独立した「地方分権推進委員会」を設置する。

③ パイロット自治体及び広域連合制度の活用

基本法制定を待たずとも、地方分権は個々の課題から実行していくことは可能であり、また推進しなければならない。この立場から昨年より実行に移された「パイロット自治体」制度については、希望する自治体は都道府県との協議の有無に関係なく直接申請できることし、毎年申請できるようになるとともに、基本法が制定され行財政権限の再配分が実行に移されるまでの間、運用にとどまらず権限の特例移譲を図る。「広域連合」についても、自治体からの要求に基づき権限移譲を推進するなど積極的活用を図る。

④ 市町村合併

行政需要の広域化や効率化への対応が求められる一方、分権の受け皿として市町村合併が強調されているが、国策として合併を促進するのは、分権の精神に反しており、むしろ住民の声と手が自治体に届くことに配慮すべきである。基礎的自治体の集約化・広域化については国による押しつけでなく、都道府県の支援、「広域連合」の活用なども踏まえながらあくまで自主的・主体的に住民の意思を尊重して判断されるべきである。また大規模自治体内の「分権化」も検討されるべきである。



規制緩和の

基本的考え方と推進体制

日本社会党行財政改革プロジェクト

規制緩和の意義と基本的考え方

(1) 公的規制の意義と見直しの必要性

① 公的規制の目的

公的規制は本来、民間の活動を市場の自由な機能に委ねていては、資源の適正配分や国民の安全を確保することができない場合などに、公共の利益のために企業や国民の一定の活動を制限して、産業の健全な発展と消費者の利益を図ろうとするものである。

② 経済的規制と社会的規制

このうち経済的規制は、財・サービスの適切な供給や望ましい価格水準が確保されないおそれがある場合に、個々の産業への参入事業者の資格や数、設備投資の種類や量、生産数量、價格等を直接規制しようとするものである。それは、特定分野の産業の保護育成や国民生活に不可欠な財・サービスの安定供給の確保、公益事業など自然独占の性格を持つ産業の弊害除去を目的とするなど、経済の発展段階や時々の産業構造を反映した最適な資源配分のための政策手段として機能してきた。

また、社会的規制とは、消費者や労働者の安全・健康の確保、

良好な環境の保全、災害の防止などを目的として、商品・サービスの質やその生産・流通などにおいて一定の基準を設定したり、制限を加えるものである。

③ 時代とともに変化する規制の作用

しかし、資源の適正配分や経済の効率性確保に効果を發揮した規制も、経済社会情勢の変化とともに、低生産性分野の温存や超過利潤の確保など様々な既得権を保護する手段に転じて、競争の抑制や改革指向の精神の衰退を招き、消費者の利益を侵害し、閉鎖的な市場を形成するなど、不効率な資源分配と経済社会の硬直化をもたらすに至っているものが少なくない。

(2) 九十年代規制緩和の視点

① ゆとりと活力のある成熟社会

いまや一人当たりのGDPで世界トップランクに位置するわが国は、反面、経済社会の実情を見ると、欧米先進諸国と比べて社会資本整備が著しく立ち遅れ、画一的な教育の弊害が指摘され、また長時間労働や過労死が社会問題となるなど、解決すべき課題は多い。戦後半世紀を経過した今日、欧米に対するキヤッチャップを至上目的とした行政主導の戦後の国内経済社会システムは、いわば「制度疲労」に達しており、今後は、よりゆとりある質の高い生活に裏打ちされた社会を基盤として、自立した個人の創造性を基軸とする独創性豊かな新しいシステムへと転換することが必要である。

② 共生の理念に基づく国際秩序

また、冷戦後の新しい秩序を模索する国際社会において、先進諸国間で異なる経済システムの競争が激化する一方、国際社会のトップランナーの一人としてわが国がアジアNIES（新興工業地域）など新興工業諸国からの激しい追い上げに直

面するなど、南北問題も先鋭化している。こうした中につけて、先進諸国が陥りがちな自國ルールの押しつけや保護主義への傾向を抑制し、共生の理念に根ざした新国際経済秩序を形成するために、わが国は、競争のルールについて欧米先進国と必要な調整を積極的に進めるとともに、途上国にも開かれた一層透明な市場を率先して形成しなければならない。

(3) 目指すべき基本方向と九十年代の新しい視点

規制緩和を通じてわが国が目指す基本方向は、公共の福祉と競争原理とのバランスに配慮しつつ、自己責任原則に基づき、世界と共生しながら、豊かさの実感できるゆとりと活力ある成熟社会を創造することである。

わが国はこれまで主として、イ・行政事務の簡素化・透明化、ロ・国民負担軽減ーの観点から規制緩和に取り組んできた。

九十年代の規制緩和は、これらの基本的な観点に加えて、二十世紀を目前に控えたわが国の内外の課題を踏まえ、新しい経済社会システムの構築を目指して、ハ・国民生活の質的向上、二・国民の創意・工夫の尊重、ホ・国際協調ーの観点から、その大胆な推進が求められている。

(3)

規制の見直しと公共福祉の調和

① 不断の見直しと最適な規制

イ 公的規制は、その政策的効果と競争メカニズムによる利益とを比較して、それらの優先順位と規制の目的を常に明らかにし、行政のみならず民間の立場からも、時代とともに変化するその益を不斷に再評価することができるようにしておかねばならない。

ロ 経済的規制については、需給調整の観点からの規制は原則廃止することとし、撤廃の手順を示すべきである。また、自

然独占の性格をもつ公益事業分野などにおいても、技術革新などを考慮して参入規制を緩和するとともに、料金規制についても、上限価格制（プライスキャップ制）の導入など、事業者の判断による価格設定の余地をもった伸縮性のある制度に転換すべきである。

②

自己責任原則の導入に不可欠な社会的責任の自覚

市場メカニズムを有効に機能させることによって、効率的で創造的な生産を追求し、国民の多様なニーズを充足し、個性的な生活を享受し得るようにするために、過度に行政に依存するこれまでの企業体质や消費者意識、国民意識の転換が必要である。自己責任原則を取り込んだ経済社会システムにおいては、事業者はその自由な企業行動において社会的責任の自覚が求められる。すなわち、事業者は消費者や労働者の安全・健康の確保や災害の防止、環境保全など、社会的規制によって担保された公共福祉に対する責務が強く求められるのである。一方、多様な選択肢の中から主体的に商品・サービスを選び採る機会を得ることになる消費者は、その結果についての責任を自覚しなければならないことは当然であろう。

③ 自己責任原則に対応した被害防止・救済制度の確立

自己責任原則に基づく経済活動を進めていくにあたっては、その前提として、商品情報について事業者と対等とはいえない消費者が、主体的に商品を選択することができるよう、表示規制の強化や情報公開制度の確立などを通じて十分な情報提供を行っていかなければならない。また、一人一人では使用者とは対等な立場に立てない労働者が、作業環境や労働条件の維持・改善・向上のため使用者と対等な立場で交渉することができるように、労働基本権の実質的な保障等を図らなければならない。

加えて、消費段階や製造・販売等とともに事故や労働災害等の発生など、民間における自主的な活動にのみ委ねては抑止できない分野については、残留農薬基準や労働安全衛生基準の強化など、消費者や労働者の被害防止のための規制を強化しなければならない。さらに、こうした予防的手段に加えて、今般成立したP・S法の活用や労働者災害補償制度の運用強化など、消費者や労働者のための事後的な救済・補償制度を整備・確立する必要がある。

(4)

規制緩和の基本原則

規制緩和を進めるにあたっては、以下の観点が重要になる。具体的な緩和策を考えていく場合には、これらを総合的に勘案して対応していく。

① 消費者重視の原則

規制を受ける事業分野においては、価格規制などによって料金が高まりとなったり、新規参入の制限によって消費者二つに合った新しいサービスの提供がどこおり、消費者の選択の余地を狭めることになりやすい。競争原理をよりよく機能させることによって、こうした弊害を除去し、価格の低下を追求するとともに、商品の多様化、新商品の開発を促進し、消費者

の多様なニーズに対応した選択の幅を拡大することができる。これは内外価格差の是正にも寄与することになる。

規制緩和は、新しい技術や商品・サービスをもって既存事業分野に新規参入しようとする内外の事業者や、新規事業分野への事業展開を図ろうとする企業の要望に応じる形で行われることが多く、ややもすると官・業主導となりがちである。しかし、規制緩和は、消費者の立場に立って推進し、国民生活の質向上に資することが重要である。また、規制緩和にともなって自己責任を問わされることになる消費者の立場に立って、表示規制の強化や情報公開制度の確立など積極的な情報提供を求め、「賢い消費」を促すとともに、企業活動がもたらす危害を防止し、被害を救済・補償する制度の充実を図っていかねばならない。消費者重視の原則とは、このように消費者の利便、消費者保護の観点に立って規制緩和を進めることにほかならない。

② 国際調和の原則

国際経済社会の相互依存関係が深まるにつれて、国内外の商品の品質基準や規格などの不整合は、国内外の事業者に必ずしも合理的とはいえないコスト負担を強いることになるとともに、諸外国との経済摩擦要因ともなっている。いまや、経済大国として、共生の理念に基づく新国際経済秩序の形成と開かれた市場形成に重大な責任を分けもつに至ったわが国は、国際調和の観点から、市場アクセス改善、輸入・投資促進に資するよう、国際的な基準、認証制度との整合化や規制の基準の透明化、規制手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、検査・検定データを相互に受入れるよう、積極的に規制を見直さなければならない。

③ サンセットの原則

時々の経済社会構造や経済の発展段階を反映して、資源の最

適配分等を目的として設けられた規制も、時代の変化にともなって、消費者利益の侵害などさまざまな弊害をもたらすものに転化することが少くない。臨調以来のこれまでの行政改革の経験からみても明らかのように、一度設けられた規制は、既得権益保護の道具と化し、緩和・撤廃するには広範な国民世論の支持や政治の強力なリーダーシップが必要とされることになりがちである。ますます急激な変化のただ中にあるわが国において、経済社会システムの硬直化をもたらすような時代遅れの既存の規制については速やかに廃止する体制を整えなければならない。このような観点から、既存の規制については、計画的、定期的に見直し、緩和、廃止の手順を明らかにする必要がある（「規制緩和推進計画」など）とともに、新たに規制を設ける際には、一定期間を経過した後に廃止を含めて見直すサンセット条項をあらかじめ盛り込むこととする必要がある。

④ 安全性確保の原則

経済効率の観点からの規制緩和の要求は、安全性を確保するための社会的規制にまで及ぶことがある。しかし、自己責任原則は生命や健康の領域にまで貫くことはできない。

生命・健康被害などは本来事後的な救済・補償制度に委ねるべきではなく、未然防止が原則である。大量公共輸送機関や医薬品などの安全性に係る規制の維持・強化や、良好な労働環境を確保し労働災害や職業病を予防する労働安全衛生基準の厳格な運用など、國民を危険から守る観点から、必要な社会的規制を維持・強化するべきである。

⑤ 環境保全の原則

地球温暖化問題に象徴されるように、いかに環境との調和・共存はをはかりながら経済活動を進めるかは、国際社会の共通課題となりつつある。

高度成長期に「公害先進国」として多くの公害被害者を生み出した経験をもつわが国は、いちはやく公害防除技術の開発や省エネ・省資源の産業構造への転換を遂げた。今後一層、企業の社会的責任の自覚が求められる。

しかし、環境破壊のメカニズムは複雑であり、新しい工業技術やライフスタイルが生態系にもたらす影響を完全に予知することは難しく、破壊された環境の復元は極めて困難な場合が多い。このような場合には、企業の社会的責任の自覚のみによっては十分な環境保全を期待することはできない。

したがって、企業に社会的責任の自覚を求めるとともに、規制緩和の推進にあたっては、環境保全の観点に十分留意し、新たな環境問題に対応して規制の強化・新設を図ることも必要となる。

⑥ 公共性確保の原則

公益事業等において提供される商品・サービスは、本来、国民生活にとって必需的、基本的な性格を持つものが多い。公益事業等の参入規制の緩和にともなって、必需性が高く国民に普く享受されるべき基本的なサービスの供給が損なわれたり、公共交通金規制の緩和が、極端な差別的料金や安全性の低下、品質の悪化を招くことになつてはならない。

公益的・サービスに関する規制緩和にあたっては、こうした弊害を極力抑制し、事業の基本的な公共的性格を確保することが必要である。

⑦ 地方重視の原則

分権自治推進の観点から、地方公共団体の行う独自の施策を不當に制約しないよう、規制や指導を見直し、緩和することが必要である。

⑧ 雇用調和の原則

規制緩和にともなって、これまで保護されてきた中小零細事業者や企業、産業分野の倒産や衰退が発生する可能性がある。

このシステム転換とともに「痛み」は、最小限にい止めなければならない。したがって、規制緩和にあたっては、雇用および就業の激変を緩和する措置を講じるとともに、職業転換や再就職または零細企業等の体质の改善・強化を援助する必要がある。また、規制緩和その他の施策を通じて新たな雇用機会を生み出す新産業分野の創出を促進することも重要である。

2 規制緩和推進システムの構築

(1) 「規制緩和推進計画」に盛り込むべき重点指針

「原則自由・例外規制」の立場から大幅な規制緩和を継続的に実行していくために、政府は以下のようないかだに基づいて、中期的な「規制緩和推進計画」（アクション・プログラム）を策定するべきである。

- ① 主要な規制の見直し
 - イ 参入における需給調整要件を原則的に廃止する。
 - ロ 設備規制における需給調整要件を原則的に廃止する。
- ハ 價格規制における価格支持制度の見直しおよび上限価格制（プライスキャップ制）等の導入を検討する。
- 二 資格規制における業務独占資格や必置資格を必要最小限度にとどめるよう見直すとともに、参入制限を廃止する。
- ホ 基準・認証制度の国際的な整合化を図るとともに、外国データの受け入れ、相互認証制度の導入を進める。
- ヘ 輸入等に際して課せられる公的検査にかかる検査・検定基準の国際的な整合化を図るとともに、外国検査データの受入れを進める。また、重複検査については、基準の整合化、

二重検査の原則廃止等、検査手続きの簡素化を図る。

② 重複規制の整理統合

省庁間で重複、類似している規制を可能な限り整理統合する。
申請・届出等の手続きの簡素化・迅速化や手続き上の事業者の負担の軽減、検査検定制度における民間の自主検査、任意検査システムの育成を図る。

④ 地方公共団体の過剰規制の是正

地方重視の原則を踏まえつつ、地方公共団体による行き過ぎた独自規制など、過剰な規制の是正を図る。

⑤ 独占禁止法の運用強化

イ カルテル規制に加えて不公正取引や競争制限的行為に関する独占禁止法の厳正な運用のためのガイドラインの拡充等を通じて法運用の透明化を図るとともに、公正取引委員会の審査体制の抜本的な拡充・強化を図る。

ロ 個別法による独占禁止法の適用除外制度を原則として五年以内に廃止することとし、再販価格維持制度の見直しを前倒して、可能なものから廃止する。

(2) 規制の見直しと新設規制の審査システムの整備

これまでの行革の経過からみて、一度設けられた規制を緩和・撤廃することは容易ではない。個々の規制を不斷に見直し、不要なものを廃止するとともに、必要に応じて最小限度の規制を新設したり既存の規制を強化するために、透明で合理的なシステムをつくっておくことは重要である。

- ① 「規制緩和推進計画」を早急に策定し、総理を本部長とする行政改革推進本部によって着実に実施するとともに、計画の進捗状況について「規制緩和白書」を毎年度作成し公表する。

② 規制を新設する際には、可能な限り、一定期間後の廃止を含む規制の見直しを定めたサンセット条項を盛り込む。

③ 新たに法規制を導入する場合、公聴会制度等あらかじめ利害関係者からの意見を聴取する制度を確立するとともに、政省令、通達等の策定にあたっても同様の制度を導入する。

④ 政府の規制緩和の実施状況を監視し、必要に応じて意見の具申・勧告を行う機関として、自立した運営を保証された行政改革委員会を早急に設置する。

(3) 規制行政の透明化および苦情処理のシステムの拡充

① 行政手続法の的確な運用

今日までの行政と民間の関係に照らして、事業者の自由な経済活動をめざして法令上の規制緩和を推進しても、事業活動に対する参入規制、価格規制などと同様の競争制限的な行政指導が根強く残ることが懸念される。こうした不透明な行政指導を抑止するため行政手続法の的確な運用を図る。

② 内外の民間からの要望・苦情の吸収・処理の機能強化

海外の事業者にとって開かれた透明な市場をめざし、また諸規制の不斷の見直しに資するため、OTO（市場開放問題苦情処理対策本部）の機能充実および政府の行政監察機関の拡充を図り、内外の民間からの要望や苦情を吸収し迅速、的確に処理する体制を整備する。

一九九四・二・九

平成七年度予算編成について

子 行政改革プロジェクトチーム

平成七年度予算編成に当たっては、財政の危機的状況並びに行財政改革の緊要性に鑑み、徹底した見通しを通じ予算規模の圧縮、内容の一層の合理化を図るとともに定員、機構についても厳しく抑制することとし、特に下記の諸点を具体化されたい。

記

1 助助金等の整理合理化の徹底

一般財源化・統合・メニュー化、補助対象の重点化等により、補助金の整理合理化を一層進めること。

殊に、零細補助金については、平成六年度において予定を一年前倒しして基準額の引上げを実施したところであるが、さらに零細補助金の整理を進めるために、平成七年度および平成八年度において、次の通り、基準額の大幅な引上げを実施する。

市 町 村	六 年 度			七 年 度			八 年 度		
	都道府県	三、〇〇〇万円	三、五〇〇万円	三〇〇万円	三五〇万円	五、〇〇〇万円	五〇〇万円	五〇〇万円	五〇〇万円

2 國家公務員の定員の縮減

國家公務員の定員については、連年にわたり純減としているが、

平成七年度においては、行政需要の変化に対応しつつ、引き続き定員削減計画に基づく定員削減を着実に実施するとともに、増員数を一層厳しく抑制し、総定員の更なる純減を確保する。

ているものの職員数について、主務大臣より各法人に対し、抑制を要請する。

国家公務員定員の増減状況

年 度	四 年 度	五 年 度	六 年 度
削 減 員	▲八、〇八四	▲八、一七三	▲八、九二三
増 員	六、七一二	七、〇五八	六、八九〇
差 引	▲一、三七二	▲一、二二五	▲一、〇三三

3 特殊法人

(1) 定員（職員数）の抑制

特殊法人については、現在、見直しを進めていることに鑑み、以下のように定員（職員数）の抑制を図る。

① 定員管理対象法人（注）

平成七年度において、国家公務員の定員削減計画に準じて着実な定員削減を実施するとともに、増員については法令に基づく増員等真にやむを得ないものに限り認めることとして極力抑制し、全体として、昨年の増員数からの大幅な減少を確保するよう努める。

（注）大蔵大臣に予算の協議がある（別紙）の七〇法人をいう。

② 上記以外の法人

主務大臣より各法人に対し、極力職員数の抑制に努めるよう要請する。各法人の職員数抑制の状況を主務官庁より総務庁に平成七年六月末までに通知することとし、総務庁はこれをとりまとめて公表する。

③ 認可法人、公益法人

認可法人および、公益法人のうち行政の代行的機能を果たし

(2) 补助金等および財政投融資の抑制

特殊法人に対する補助金等については、特殊法人の在り方 자체が検討されていることに鑑み、厳しく抑制に努めることとし、殊に新規の補助金等の創設については原則として認めないものとする。

また、財政投融資についても、資金の重点的・効率的配分に留意し、全体として抑制に努める。

(3) 会館、宿泊施設等

特殊法人の会館、宿泊施設等の新設は原則として行わないこととし、既存の施設についても、引き続き民間等への委託等により業務の効率化を行なう。

(4) 役員

昭和五四年一二月一八日閣議了解（「全特殊法人の常勤役員については、国家公務員からの直接の就任者およびこれに準ずる者をその半数以内にとどめることを目標とする。」）を遵守するために必要な措置を講じる（注）。

（注）当P.Tにおいて調査したところ、閣議了解の目標は、実質的には、達成されているとは言い難い。

4 その他

(1) 公共施設の有効利用

公共施設の複合化、多目的化に努めるとともに、施設の効率的活用を進める。
例えば余裕教室について、一層の有効活用を図る観点から、デイサービスセンターなどの一定の老人福祉施設等への転用を行うに当たっては、パイロット自治体制度の実績等も勘案しつつ、補

助金適正化法の運用において、一定の基準の下に報告書の提出をもって財産処分の承認があつたものとして取り扱うよう事務手続きの簡素化を行なうなど、円滑な転用を図るための措置を検討する。

(2) 類似事業の調整等

例えば、道路と農道、下水道と農業集落排水および合併処理浄化槽のように、類似した事業を複数の省庁が実施している場合には、二重投資といった批判を受けることのないよう、関係省庁間で十分調整を行う。

また、大規模な会社資本の整備については、非効率的な整備とならしいよう、それぞれの分野における当該施設の位置づけ、地域全体の整備のあり方を踏まえ、その必要性・緊急性につき十分な検討を行うこととし、政策目的に合致した予算の効率的配分を図る。

(3) その他

以上のほか、臨時行政調査会および臨時行政改革推進審議会（第1次～第3次）の答申等および会計検査院の決算検査報告並びに行政監察による勧告等において指摘され、今後において改革の推進を要する諸問題について、引き続き、所要の施策の検討、具体化に努める。

(公 団)
水資源開発公団、地域振興整備公団、森林開発公団、農用地整備公団、石油公団、船舶整備公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、住宅・都市整備公団
(事業団)
新技術事業団、動力炉・核燃料開発事業団、宇宙開発事業団、環境事業団、国際協力事業団、社会福祉・医療事業団、年金福祉事業団、福祉事業団、畜産振興事業団、蚕糸砂糖類価格安定事業団、金属鉱業事業団、石炭鉱害事業団、中小企業事業団、日本国有鉄道清算事業団、簡易保険福祉事業団、労働福祉事業団、中小企業退職金共催事業団、雇用促進事業団

(その他)
北方領土問題対策協会、海外経済協力基金、国民生活センター、日本原子力研究所、日本科学技術情報センター、理化学研究所、公害健康被害補償予防協会、国際交流基金、日本育英会、私立学校教職員共済組合、日本体育・学校健康センター、国立教育会館、日本芸術文化振興会、日本学術振興会、日本私学振興財団、放送大学学園、社会保障研究所、心身障害者福祉協会、農林漁業団体職員共済組合、農業者年金基金、日本貿易振興会、アジア経済研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、鉄道整備基金、国際観光振興会、日本労働研究機構、建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合、奄美群島振興基金、消防団員等公務災害補償等共済基金

(別紙)

(公 庫)

国民金融公団、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、環境衛生金融公庫、沖縄振興開発金融公庫
(銀 行)
日本開発銀行、日本輸出入銀行

官房長官 五十嵐 広三
大蔵大臣 武村 正義 殿
総務厅長官 山口 鶴男 殿

△ 従軍慰安婦問題の

解決方向について

日本社会党戦後五十年問題プロジェクト

社会党は、従軍慰安婦問題の解決方向として、次の三点を基本とする。

- ① 宮沢・村山両内閣が軍部の関与と強制性を認め謝罪したこと、心身の苦痛にさいなまれ社会的差別を受けている被害者が現存し、日本に補償を求めていることなどの経緯と現実に照らし、この際、国の責任で補償することとし、被害者・遺族に個人的な給付を行なうようとする。
- ② 前項のとりくみは、日本の社会における女性差別や性的虐待、その背景にある民族差別などをなくし、道義と品格ある国家・社会をめざす国民的なとりくみとして位置付け、国民の理解を深めるための努力を進める。
- ③ 相手国によつては、他の戦争犠牲者との均衡を図る観点などから、日本の対応を拒絶する場合や、逆に補償対象の拡大を求める場合も予想されるが、政府・与党の外交努力によって、諸外国の理解と協力を得るよう最善の努力を尽くす。

以下は、これらの背景となる考え方をとりまとめたものである。

1 趣旨目的

アジア太平洋戦争においてわが国の関与のもとに、他国の女性に対して従軍慰安婦を強制するという恥すべき行為が行なわれた事実について、戦後五十年の節目に、国の責任で謝罪と補償を行なうこととする。もしこれが不十分な形で行なわれるならば、日本の道義と品格が疑われ、民族差別や女性差別を克服する展望を持てない。

なお、この政策の背景としては、(1)国がこの問題で被害者・遺族の心に響き、納得が得られるような対応を今日までしてこなかつたこと。(2)戦後補償を求める加害者としての観点からの主張が、これまで社会党にも、周辺の社会運動にも脆弱であったこと、などの事実がある。

2 人道に反する罪

極東軍事裁判においては、ニューヨーク裁判と違つて、強制連行、従軍慰安婦など国家権力による強制によって行なわれた「人道に反する罪」は追及されず、また植民地支配のあり方、毒ガス・細菌兵器の使用などについても免責された。それは、連合国の中の政治的な判断によるものと考えられる。しかし日本としては、当時の国際法および国内法に反した戦争犯罪について独自に調査し、主体的に自らの責任を明らかにすべきであったと考える。

それにもかかわらず政府は、従軍慰安婦問題に関する軍部の関与や強制性について否定し続け、調査さえしようとしなかつたが、ようやく九三年八月四日、宮沢内閣当時の河野官房長官談話で、従軍慰安所が「軍当局の要請」によるものであり、その管理や慰安婦の移送に「旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与」し、慰安婦の募集は「軍の要請を受けた業者が主としてこれに当った」が、「甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多く」、また慰安所の生活は「強制的な状況の下での痛ましいもの」だったことを認めた。

側面をあわせ持った「違法な存在」であり、したがって、ほんらい国家賠償に相当する「犯罪行為」である。したがって、前項にいう謝罪と補償は、日本政府が本来行なうべきであった真相解明と責任追及を怠ったという深刻な事実をも踏まえるものとしなければならない。

参考：旧西ドイツは、ニューヨーク裁判で裁かれなかつた者の戦争犯罪を追及するため、謀殺罪の時効を二回延長、最終的に廃止するなどの努力をしてきた。

3 賠償済みという政府見解について

ところで、政府はこれまで、サンフランシスコ平和条約において連合国と、一国間条約等によってその他の諸国と、国家間の賠償問題は終えたとし、また韓国との間でも、請求権協定等によって事実上同様の結果となつたとしてきた。

しかし従軍慰安婦問題などは、東西対立への激動、社会経済の再建・復興といった内外情勢の混乱期にあつたことが災いし、当時の関係国間で条約等の前提となる事実としてお互いに認識されていかつた。その上、現に諸外国の元従軍慰安婦が国家補償を求め日本の裁判所に訴えており、それによって国内ばかりでなく、国際的な問題にさえ発展している。したがつて、この問題も含めて決着済みとする政府見解に同調することは、きわめて困難である。

4 国の責任による補償

しかし、国家間の賠償問題は決着済みという政府見解は、すでに条約等の締約国双方に共通したものであつて、いまこれを改めることは外交上の問題となり、事実上不可能に近い。そこで、宮沢・村山両内閣が軍部の関与と強制性を認め謝罪したこと、心身の苦痛にさいなまれ社会的差別を受けている被害者が現存し、日本に補償を求めていること、などの経緯と現実に照らし、この際、人道的・政治的な観点か

ら国の責任で補償することとする。

その方法として、被害者・遺族の名譽が回復され、心が癒されるようにするため、犠牲者・遺族に個人的な給付を行なうこととする。また、これを社会における女性差別や性的虐待、その背景にある民族差別などをなくし、道義と品格ある国家・社会をめざす国民的なとりくみとし、幅広い国民参加によって進める。このため、申請受け付け、支給などの業務を国民参加による基金に委託することも検討する。なお、申請者のプライバシーを完全に守れるような措置をとるものとする。

5 否定的な見解に対する反論

国による自主的な補償という解決方向に対して、いくつかの否定的見解がある。

(1) 相手国の意向

韓国の金大統領が「金錢はいらない」と強調していることを理由とする否定的見解がある。しかし、金大統領の真意を正確に伝える材料はなく、これらの否定的意見は推測の域を出ない。日本の対応について諸外国の理解と協力を得る道は、政府・与党一体の外交努力によって、確保するようにしなければならない。

(2) 他の施策とのバランス

他国民に対して行なわれた著しく人道に反する罪は、この問題以外にも訴えられている案件があり、これだけ補償するわけにはいかなくなることや、戦勝国側の行為にも問題があることなどを理由とした否定的見解がある。しかし、日本および日本人として、女性差別や民族差別を克服し、「道義と品格」を重視しようとするなら、この問題はどうしても避けて通れない。

従軍慰安婦問題に関する

与党の合意形成に向けた意見

日本社会党戦後五十年問題特別委員会



1 解決策の基本

私たち社会党は、問題解決の方向として次の三点を基本としている。

(1) 道義的な国の責任

宮沢・村山両内閣が軍部の関与と強制性を認め謝罪した経緯、心身の苦痛にさいなまれ社会的差別を受けている被害者が日本に補償を求めていたる事実などに照らし、道義的・政治的な観点から國の責任で補償することとし、被害者・遺族の納得が得られるよう、個人的な給付を行なうようとする。

(2) 国民的なとりくみ

前項のとりくみは、日本の社会における女性差別や性的虐待、その背景にある民族差別や基本的人権の侵害などをなくし、「道義と品格ある国家」をめざす国民的なとりくみとして位置付け、国民の理解を深めるための努力を進める。

(3) 政府・与党の外交努力

相手国によつては、他の戦争犠牲者との均衡を図る観点ながら、日本の対応を拒絶する場合や、逆に補償対象の拡大を求める場合も予想されるが、政府・与党が連携して行なう外交努力によって、諸外国の理解と協力を得るよう最善の努力を尽くす。

2 武部試案の論拠と背景

しかし二月一日、報告とりまとめに向け示された武部試案は、「道義と品格を重んずる国としての責任を果す」とか「国民的な償いをあらわす」としているものの、被害者個人に渡される部分については政府拠出によらず、民間資金によると説明されている。したがって、政府は基金に「最大限の協力」をするというものの、財政的にはNGO支援など関連事業への拠出に限定される。

この試案をめぐるこれまでの協議を集約すると、政府および自民党がこのような政策の論拠や背景としている点は、およそ次の四点と思われる。

(1) 損害賠償またはそれと混同されるおそれのあることはできないこと。

(2) 従軍慰安所・従軍慰安婦のすべてが不法行為だったとはいえないこと。

(3) 旧アメリカ占領軍や世界各地の軍隊も類似の行動をとってきたこと。

(4) 村山総理談話が「個人補償」はできないという前提に立っていること。

3 武部試案の問題点

第2項(武部試案の論拠と背景)で紹介した主張は、私たちの方針

と比べて、次のような違いがある。

(1) 国の責任

道義的・政治的観点から國の責任で償う立場を明らかにしているにもかかわらず、自民党および政府は、個人給付の部分を拠出できないとコメントしている。その理由は、それが個人に対する國の損害賠償と混同され、次4項の(2)に述べると同様の困難が発生しかねないから、

というものである。

しかし、これでは、国による償いとして被害者・遺族の納得を得ることはとてもできない。①政府によるその他関連事業への拠出についてまでその関連で批判されかねず、適切な財政支出といえなくなるおそれがある。②外務省当局がこれを主張していることは、官僚が国道義的・政治的責任を判断していることとなって、越権という謗りを免れない。

(2) 経緯と現実の重み

そのすべてが不法行為とはいえないとしても、九三年八月、宮沢内閣の調査報告および官房長官談話は、「軍の要請」による設置、軍の直接・間接の「関与」による管理、戦地における従軍慰安婦の「自由もない痛ましい生活」、本人の「意向に反して集めるケース」などを認め、さらに九四年八月の村山総理談話は、「女性の名誉と尊厳を深く傷つけた」として謝罪した。その上、不利益を乗り越えて被害を訴える当事者も存在している。これらの経緯と現実は、道義的・政治的観点から国の責任で償うべき根拠として重視されるべきである。

(3) 道義と品格ある国家

かりに旧アメリカ占領軍や世界各地の軍隊が、程度の違いこそあれ類似の行動をとってきたことを認めるとしても、私たちは「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する（憲法前文）」見地から、「道義と品格ある国家」をめざしたい。このような立場から国の責任で償うことこそ、この政権が内外に示すべき貴重な政治姿勢というべきである。

(4) 総理談話の補強

先の村山総理談話は、「過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、関係諸国等との相互理解の一層の増進に努めることが、我が國のお詫びと反省の気持ちを表わすことになる」とし、なるほど犠牲者個人を償うとは言っていない。しかし、「できない」とも

「しない」とも声明していない以上、与党としては村山内閣に誇るべき仕事をさせる方向で、総理談話を補強する協議を行なうべきである。

4 両者の共通点

私たちの方針と武部試案に共通する見解は、おおむね次の三点である。

(1) 国家間の賠償問題の処理

国家間における戦争にともなう損害賠償または財産権・請求権の処理は、従前の条約・協定等によってすでに終っている。これに対し私たちの側に異論があるとしても、このような認識は相手国・関係国を含め、すでに国際的に定着している。

(2) 個人に対する損害賠償

日本が相手国の個々人に対して自らの不法行為を損害賠償する道は、従前の条約・協定等の下で想定されていないため、これとは別問題として扱われるべきである。したがって、日本が自主的に国内法の制定によって対処することは、可能である。しかし、戦争賠償は終結しているという国際的な合意があるため、相手国内の施策に整合性が保てなくなるなどを理由とした外交上の困難な問題が発生すること、新たな立法上および予算上の措置に与党間の合意形成が必要になるが、自民党および政府の見解から見て、現状ではそれが困難なこと、などから社会党としても残念ながらそれを断念せざるをえない。

(3) 道義的・政治的責任

そこで、武部試案が「道義と品格を重んずる国としての責任を果す」とか「国民的な償いをあらわす」としたように、道義的・政治的観点から国の責任で償う（＝補償する）ほかないということになる。なお、政府および自民党はこの場合においても個人給付に政府支出はできないとし、私たちがそれに反論していることは、前3項の(1)を参照されたい。

5 結論

以上の諸点を踏まえ、与党間の合意としては、

「国の道義的な責任に基づく償いとして、被害者・遺族の納得を得られるよう、個人的な給付を行なうよう努める。政府は、そのための基金に対し、主要な部分を拠出するものとする。」と集約できるような整理の仕方を工夫する。

一九九四・一二・七

いわゆる従軍慰安婦問題についての第一次報告

与党戦後五十年問題プロジェクト

従軍慰安婦問題等小委員会

1 いわゆる従軍慰安婦問題への取組み

政府は、いわゆる従軍慰安婦問題に対する調査の結果、かつて数多くの慰安婦が存在したことを認めたこととなつた。

その実態は、慰安所が当時の軍当局の要請により設置されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接に関与したものである。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たつたが、その場合も、甘言、強圧による等本人の意思に反して集められた事例が数多くあり、さらに、官憲等が直接これに加担したことがあつたことが明らかになつた。

2 なぜ、幅広い国民参加の道を求めるのか

いわゆる従軍慰安婦問題を含め、先の大戦にかかる賠償、財産・請求権の問題については、日本政府としては、サン・フランシスコ平和条約、二国間の平和条約及びその他の関連する条約等に従つて、国際法上も外交上も誠実に対応してきている。

しかし、本問題は、戦後五十年を機会に、今日までの経緯と現実にかんがみ、我が国としては、道義的立場から、その責任を果たさなければならぬ。そのため、こうした気持ちを国民ひとりひとりにも、ご理解いただき、分かち合つていただくために幅広い国民参加の道を求めていこうということなのである。

3 国民参加の道について

(1) 目的・事業

いわゆる従軍慰安婦の問題について、これら元慰安婦の人たちに對してお詫びと反省の気持ちから国民的な償いをあらわすことは、元慰安婦の人たちの傷つけられた名譽を回復するだけでなく、女性を尊重する強い意思を國の内外に表すことに通じる重要な行為であ

つた。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下で非常に痛ましいものがあり、いざれにしても、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけることとなつたわけである。

したがつて、政府及び与党としては、戦後五十年を機会に、改めて、数々の苦痛を経験され、心身にわり癒しがたい傷を負われた女性に對し、この際、心からお詫びと反省の気持ちを表す必要がある。

私たちは、こうした我が国及び国民の過去の歴史を直視し、道義を重んずる国としての責任を果たすことによって、今後こうした行為がなくなるようにしたい。

<p>3 治自体と中央政府との関係</p> <p>イ 自治体と中央政府の役割の基本的考え方</p> <p>□ 自治体及び中央政府の事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央政府は、全国的な政府として、及び自治体ないし自治体間協力で完結しない行政を担う ○ 都道府県は、広域機能を基本に市町村に対する支援、調整、補完を行う総合的自治行政主体 ○ 市町村は、住民の日常生活に係わる行政を担う基礎的行政主体 ○ 自治体と中央政府、及び自治体間の関係は対等・平等を基本とする相互に密接な協力・共同関係 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体及び国はそれぞれの機能と責任を明確に分かちつつ、 ○ 国は国際社会の中における主権国家としての一貫性を必要とする事務、全国的に統一して処理すべき事務及び生命、安全等の基準設定に関する事務に専念 ○ 地方公共団体はその他の国内の行政に関する全ての事務を所掌 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は内政面の役割を整理し、国際化への対応等へ重点的に取り組む体制に転換 ○ 地域に関する行政は、地方公共団体が担い、企画立案、調整、実施等一貫して対応できる体制に転換
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の考えに基づき中央政府の事務を原則列記 (16項目の限定列挙) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家の存立に直接関わる政策に関する事務を行うほか、 ○ 国内の民間活動や地方自治に関して全国的に統一されていることが望ましい基本ルールの制定に関する事務、及び ○ 全国的規模・視点で行われることが必要不可欠な施策・事業に関する事務を重点的に行うこととし、その役割を限定的なものにしていくべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体は、国が行う事務以外の内政に関する広範な事務を処理する

		務以外の全ての事務を所掌	
4 地方分権の推進機構			
イ 推進機関	○ 地方分権推進委員会	○ 地方分権委員会	○ 地方分権推進委員会
ロ 推進機関の法的性格	○ 国家行政組織法第3条に基づき設置	○ 国家行政組織法第3条に基づき設置	○ 国家行政組織法第8条による設置を想定
ハ 推進機関の構成等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員20名、国会承認 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の連合組織の代表 ・・・・ 6人 ・自治体の連合組織の推薦 ・・・・ 6人 ・中央政府の推薦 8人 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員5人 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の長及び議会の長の全国的連合組織の推薦 ・・・・ 2人 ・任期 ・・・・ 4年 ・委員長の任免 ・・・ 天皇認証 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員 ・・・ 学識経験者 <ul style="list-style-type: none"> ・一定数は地方公共団体の全国的連合組織の推薦 ・国会の同意
二 事務局	○ 自治体、中央政府職員で構成する独立の専門事務局	○ 独立の事務局	○ 独立の事務局
ホ 所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権推進計画策定 ○ 既存法律の調査と改正すべき内容の策定 ○ 内閣提出法案の研究及び修正が必要と認められる場合、その内容策定 ○ 地方分権推進のための課題の具体的な内容の策定 ○ 自治制度の強化と多様化の具体的な内容の策定 ○ 地方分権推進計画の実施計画の評価 ○ 中央政府による関与に対する自治体の不服申し立てに対する審理と裁決 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権計画（案）の作成に関する方針及び基準を内閣に提示 ○ 同計画（案）の内容に關し、国会又は内閣に対し意見の申し出 ○ 地方分権推進計画の実施状況の監理 ○ 地方公共団体に影響を及ぼす法律若しくは予算の議決又は条約の承認に関して、国会又は内閣に意見の申し出 ○ 地方公共団体に影響を及ぼす政令、府令若しくは省令等又は重要な国の計画に関して、内閣又は各主務大臣に意見の申し出 ○ 国の行政機関から受けた関与の内容について、地方公共団体から不服の申し出があった場合における審理及び裁決に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権推進計画の作成に当たっての指針の勧告 ○ 同計画作成過程において意見の提出ができる ○ 同計画の実施状況を監視し必要な意見を提出することができる ○ 地方行政に係わる立法に対して意見を提出することができる

1994.11.14

地方分権に関する社会党案と主要答申比較

日本社会党

事項	日本社会党 (地方分権推進法案大綱)	地方六団体 (地方分権推進要綱)	地方制度調査会 (答申素案)
1 法律の基本性格等			
イ 性 格	<input type="radio"/> 地方分権推進法 (個別法)	<input type="radio"/> 地方分権の推進に関する法律(個別法)	<input type="radio"/> 個別法
ロ 制定時期	<input type="radio"/> 速やかに制定	<input type="radio"/> 一年程度を目途に制定	<input type="radio"/> 分権大綱方針に基づき速やかに制定
2 法律の内容等基本的考え方			
イ 目 的	<input type="radio"/> 中央政府、都道府県、市町村の新たな役割と行財政権限の基本を明示することで地方分権の推進をはかる	<input type="radio"/> 地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、地方自治の確立に資する	
ロ 基本理念	<input type="radio"/> 宪法第95条に基づき住民自治の強化・発展を図る <input type="radio"/> 自治体の民主性・自主性を高める <input type="radio"/> 個性ある地域社会の創造と高齢社会に対応する住民福祉の向上を図る <input type="radio"/> 二層制の維持	<input type="radio"/> 地域の特性に応じた個性ある地域づくり、住民福祉の一層の質的な増進のため住民自治の強化、地方公共団体の自主性、自立性の尊重、民主的で公正・透明かつ効率的な行財政システムの構築 <input type="radio"/> 二層制の維持	<input type="radio"/> 個性を生かした地域づくりが可能となるよう、分権型行財政システムの転換 <input type="radio"/> 市町村、都道府県の二層制は定着 <input type="radio"/> 住民に身近な行政は地方公共団体が担う
ハ 分権の主体	<input type="radio"/> 市町村優先の原則	<input type="radio"/> 市町村優先の原則	<input type="radio"/> 当面、都道府県により重点をおいて進め、その上で市町村への移譲

また、女性の名譽と尊厳にかかる問題は今日でも世界各国において存在している。私たち国民としては、このような問題に関心を持つて、これらの問題が世界中からなくなることに努力することが、大切なことである。

以上の考え方に基づき、以下の措置を採るものとする。

- ① 上記目的のために、国民参加のもとでの「基金」について検討する。
- ② 上記の「基金」は、元従軍慰安婦として、耐え難い辛酸をなめた女性を対象とした措置を行う。
- ③ 同じく、女性の名譽と尊厳にかかる問題の解決に向けた活動への支援など諸事業も行う。
- ④ 組織・運営

関係者等の意見の反映などにも配慮するものとする。

- (3) 実施方法
関係国及び関係者の理解と協力を求め、かつ、プライバシー保護の見地等を踏まえるものとする。
- (4) その他

「基金」は、公益性の高い既存の組織に協力を求めるなど早急にその具体化を図る。

4 政府の役割

政府としては、先の総理談話等によって明らかにされた本問題への姿勢を示す意味において、「基金」に対し、拠出を含め可能な限り協力をを行うべきものとする。

なお、国として深いお詫びと反省の気持ちをいかに表すべきかについて、検討するものとする。

地方分権の基本的考え方

一九九四・一一・六

日本社会党
地方分権特別部会

現下に国民的課題となっている地方分権は、明治以来のわが国政治したがって九四年末策定を目途に、現在内閣において検討されている「地方分権大綱」は、この歴史的意義を踏まえ、その基本理念等以下に掲げる課題を内容として策定するとともに、次期通常国会において法律の制定を図ることを明示する必要がある。

一 地方分権の基本理念
地方分権を国民的課題としている内外諸条件及び背景を明らかにするとともに、憲法に定める「地方自治の本旨」をさらに発展させる等その意義・目的を明示する。

二 中央政府及び自治体の新たな役割分担

今後の内外の社会経済に対応すべき中央政府及び自治体の新たな役割分担を明示する。またこれによって事務区分を明確にする。

三 地方分権の主体

現行一層制の地方自治制度の維持を基本とし、地域社会において（39頁につづく）

5 地方分権推進計画の策定等			
イ 計画の内容		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権推進の基本方針及び基本計画 ○ 5年間の実施計画 ○ 省庁所管法律の見直し計画 ○ 行財政制度の改革計画 ○ 自治制度の強化と多様化に関する計画 	
ロ 国会及び内閣の権能と義務		<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣は地方分権推進計画を国会に提出 ○ 内閣は地方分権推進計画を2年以内に策定し国会に提出しなければならない ○ 国会は地方分権推進計画の策定および修正を求め議決することができる ○ 国会及び内閣は、自治体に影響を及ぼす法律、予算の制定・議決及び条約を承認、又政令等の制定に当たっては、地方分権推進委員会の意見を求めなければならない 	

		意見を求める	
6 中央と地方の関係			
イ 裁判調整	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権推進委員会の裁決に対する中央政府及び自治体による裁判での取消請求 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権委員会のした裁決について、国及び当該地方公共団体は、それぞれ裁判所に対し、その取り消しを請求することができる（裁判の取消請求） ○ 国は、地方公共団体の条例が法律に違反すると認められるときは、当該条例の無効宣言の裁判を裁判所に求めることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権推進計画の実施状況を踏まえて、国と地方公共団体の関係を調整する新たな制度のあり方に着いて、今後検討する必要
7 地方分権の行政課題			
イ 事務・権限移譲の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 限定列挙される国の事務、都道府県及び市町の事務に基づき再配分を行う ○ 市町村に移譲すべき事務は、当面、都道府県に移譲する ○ 市町村の事務のうち、専門的・技術的知識を相当程度必要とする事務については、市町村はその規模・能力に応じて当該事務の一部を都道府県に委託することができる。ただし当該事務の委託は一定の機関に限定するものとし、都道府県はこれを越えて受託してはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政の簡素化、規制緩和の推進の観点から、当該事務そのものが必要かどうかをまず検討 ○ 地域に関する行政は、基本的に市町村と都道府県の責任で完結できるよう配分の見直しを行い、必要な権限移譲等を行う ○ 全国的に影響があることをもって直ちに国の事務とすることは適当でない ○ 全国的な統一性、全国的な規模・視点を重視して行う必要のある事務についても、国はできるだけ、その基準を示すことに留め、具体的な執行にあたっては、地方公共団体の裁量に任せるべきである ○ 地方公共団体が事務を処理するために、法律の制定が必要とされる場合であっても、法律は、制度の大枠的なものを定めるに留め 	

			<p>、制度の具体的な内容は地方公共団体の条例で規定できる仕組みにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 権限移譲等を進めるに当たっては、当面、都道府県により重点を置いて進めることができ現実的かつ効果的そのうえで住民により身近な存在である市町村への移譲を進める (権限移譲等の基本的考え方) ○ 関係法令全体を地方分権推進の観点から見直し、事務・権限の移譲や国の関与・補助金の整理等を一括して計画的に行うという手法を採用すべきである (権限移譲等の新たな手法)
□ 機 関 委 任 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機関委任事務の廃止と中央政府及び自治体の協力関係を保障する事務のあり方を創設する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機関委任事務は廃止し、地方公共団体の事務とするもの、国政選挙、旅券等の國の事務で、地方公共団体において執行することが国民の利便及び行政効率の面から望ましいものについては、国が地方公共団体に対して財源を賦与した上で、委任する (地方公共団体及び國の事務の範囲等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 概念を廃止し、現在、地方公共団体の機関が処理している事務は、地方公共団体の事務とする ○ 例外的に國の選挙の管理執行、旅券の発給等本来的に國の事務と考えられるものであっても、国民の利便性と事務処理の効率性の観点から、地方公共団体に執行させることが適當な場合がある。この場合の執行の確保等については、地方公共団体の自主性・自立性を確保する視点を踏まえた新たな仕組みを制度化する (機関委任事務の廃止)
ハ 関 与 ・ 必 置 規 制 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務の再配分によってもなお必要と認められる関与については法律で明記しこれに基づかない関与は一切行ってはならない ○ 関与については、全て 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要最小限度のものとし、かつ、法律の明文の規定によって認められている場合にのみ行うことができる。この場合を除き、國の行政機関は、直接、間接を 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関与・必置規制は必要最小限のものとし、止むを得ず存置する場合でも、その根拠は法律によること ○ 関与・必置規制を存置する場合にあっても、関与

	<p>非権力的関与及び事後関与とする</p>	<p>問わず、地方公共団体に対して関与してはならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法律の明文規定に基づくことなく、要綱等により関与しているものは直ちに廃止 ○ 地方公共団体に委任したものに係わる執行を確保するために必要な手続きは「地方分権の推進に関する法律」において一元的に規定する ○ 地方公共団体は国の行政機関から受けた関与の内容について異議がある場合には、地方分権委員会に対して不服の申出をすることができる (地方公共団体に対する国の関与のあり方) 	<p>の形態としては、権力的関与ではなく非権力的関与、事前関与ではなく事後関与を基本とする (関与・必置規制の整理)</p>
二 国 の 出 先 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方支分部局は整理・統合・廃止する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の出先機関の整理・統合を推進し、地方事務官制度を廃止 (地方公共団体及び国的事務の範囲等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務配分の見直しに合わせて大幅に整理、縮小し、廃止又は地方公共団体への組織の統合を検討 ○ 国の省庁組織、特殊法人等の見直しが必要となるなお、地方事務官制度については廃止 (国的地方出先機関の整理縮小等)
8 地方分権の 財政課題			
イ 税財源再 配分の基 本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税財源の再配分に当たっては、それぞれの自治体の事務を遂行するに足るものとし、 都道府県では、法人に関する課税及び消費流通課税を基本とし、財政調整制度によって補完する 市町村は、個人所得課税を基本とし、財政調整制度 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務配分に応じた地方税源が安定的に確保できるよう、また、現行の地方公共団体における歳出総額と地方税収入総額とのかい離を縮小するよう、地方税及び国税のあり方を抜本的に見直す (税体系の抜本的見直し) ○ 課税自主権を尊重し、 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方分権を進めて行くためには、地方公共団体が事務・事業を自主的・自立的に執行できるよう、地方公共団体の財政需要を地方財政計画を通じて的確に把握し、自主財源である地方税を、課税自主権を尊重しつつ抜本的に充実強化するとともに、併せて、地方交

	<p>によって補完する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体の課税自主権を尊重するとともに、自治体の特別な財政需要に対する法定外普通税の創設を保障し、中央政府はこれに関与してはならない 	<p>地方公共団体が新たに税目を起こして普通税を課税しようとする場合には、当該地方公共団体の措置について関与してはならない</p> <p>目的税についても普通税と同様に、課税自主権についての規定を地方税法において新たに設ける</p> <p>また、分担金、使用料のほか、いわゆる課徴金の賦課徴収も地方公共団体が独自に行えるものとする (課税自主権の強化)</p>	<p>付税の所要額を確保し、地方税財源の充実をはかることが必要不可欠</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務事業の移譲を行って当たっては、同時に、税源の移譲など地方税財源の充実強化を図ることが必要 (地方税財源の充実)
口 地 方 稅	○ 同上参照	○ 同上参照	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方における歳出規模と自主税源である地方税収入のかい離をできるだけ縮小するという観点に立って、抜本的充実強化を図る ○ 遍在が少なく、安定的な地方税体系を確立するとの観点に立って、所得・消費・資産等に対する課税の均衡のとれた地方税体系の確立を目指す (地方税)
ハ 地 方 交 付 税 制 度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税財源の再配分に伴い地方交付税率及び基準財政需要額の算定等全面的に見直す ○ 地方交付税の算定・配分に当たっては、自治体の代表、学識経験者等をえた中央・地方共同の決定制度を創設する ○ 自治体固有の財源であるとの原則に基づき、国税収納整理資金特別会計から地方交付税及び譲与税特別会計に直接繰り入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付税率を含め現行地方交付税制度について、抜本的に見直す。なお、地方交付税は、国の一般会計を通してなく交付税特別会計に直接繰り入れ (地方交付税制度) の見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての地方公共団体の行政水準の確保と自主的・自立的財政運営を保障できるよう、その所要額を確保するとともに、算定方法を合理的でできるだけ簡素なものとするなど、その財政調整機能の充実を図る ○ 地方の固有財源としての地方交付税の性格を明確にするため、国の一般会計を通してなく、国税収納整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる (地方交付税)

二 国 庫 補 助 負 担 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央政府、自治体の役割分担に基づき、事務事業の実施主体が経費の全額を担するとの原則に立ち、全面的に整理する ○ 公共事業に係わる国庫負担金については、長期的かつ国家的な公共的な事業に限定する ○ 福祉、義務教育等で中央政府が義務的に負担すべきと考えられる事務・事業以外の分野については、一般財源化を図る ○ 奨励的補助金、少額補助金は廃止する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共事業、教育、福祉等の事業に係わる負担金やこのような負担金に類する性格の強い補助金に限定し、奨励的補助金及び少額補助金は、廃止する。 とくに、市町村に対する負担金については、生活保護、国民健康保健、義務教育等に関するものを除き、原則として廃止する この場合、国は、廃止した相当額を地方一般財源として措置する <p>(国庫補助負担金制度の改革)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務事業の実施主体が経費の全額を負担することを原則に立ち返り、抜本的整理合理化 ○ 整理合理化を進めるためには、個々の補助負担金ごとにその性格を明確にするとともに、その区分に応じた整理合理化基準を定め、実行に移す ○ 奨励的補助金は基本的に廃止するものとし、とくに緊要度が高いものを除き抜本的整理合理化。そのためには零細補助金の基準の大幅な引き上げ、奨励補助金の総額と総件数の削減計画の導入も検討 ○ 経常的国庫負担金については、高齢社会における福祉、義務教育等で、今後、国が義務的に負担を行うべきと考えられる分野を除き、地方公共団体の事務事業としての定着の動向等を踏まえて、地方一般財源化を進める ○ 公共事業に対する国庫負担金については、その対象を国家的なプロジェクト等広域的効果をもつ根幹的な事業などに限定 ○ 存置する補助金等については、補助対象・補助基準の見直しや重点化、超過負担の解消、補助金に係わる事務手続きの簡素化、国直轄事業負担金制度の見直し等の合理化を進める (地方分権と国庫補助負担金の整理合理化及び国庫補助負担金の整理合理化との区分の明確化) ○ 許可制度については、
ホ 地 方 債	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体の発行自主権を 		

	<p>保障するとの原則に立ち、自治体の起債発行に係わる中央政府の関与を当面最小限度に限定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方債市場の育成を図るとともに、現行公営企業金融公庫を改組し、自治体共同の発行機関とする 	<p>地方債の円滑な発行を確保する見地から、一層制度を弾力化・簡素化するとともに、その運用に当たり個々の地方公共団体の起債に係わる国の関与を最小限度にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 良好的な発行条件を確保していくため、地方債市場の整備育成、外債等資金調達先の多様化を図る (地方債)
手数料 使用料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律、政令によることなく、自治体が自主的に決定できるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政自主権参照
9 自治制度 の強化		
イ 住民投票	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民投票制度を導入する ○ 同制度適用事項及び手続きは条例で定める 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の事項を定める条例制定手続きに住民投票制度を導入。同制度適用事項は、当該地方公共団体の条例で定める (住民投票制度創設の主旨及び住民投票を要する事項)
ロ 直接請求制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直接請求制度の要件を緩和する ○ 直接請求に基づく条例の制定、改廃は住民投票で行う 	
ハ 議会制度・ 議員等選挙	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙制度等について、住民自治制度の原則に基づき、以下のことについて、条例で定めることができるものとする ・議会定数 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に開かれた議会活動の推進と委員会制度の弾力化 (地方議会の改革)

	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の選挙方法 ・首長の通算任期 ・候補者、議員となる住民の権利保障 		
二 監査制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部監査制度の導入 ○ 自治体の連合による連合監査機構の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の監査委員に加え、財務監査については、外部監査制度を導入 ○ 連合監査機構を設置することができる。同機構は地方公共団体の長、議会又は住民から請求があった場合、外部監査を実施、公表（監査機能の強化） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部監査制度の検討（行政の公正・透明性の確保）
ホ 住民参加	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンブズマン制度の導入 ○ 情報公開条例の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報公開条例制定の積極的推進 ○ 行政手続条例の速やかな制定 (情報公開条例及び行政手続条例の制定) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報公開の一層の推進 ○ 行政手続法に準じた措置を早急に講ずる（行政の公正・透明性の確保）
ヘ 自治行政体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本構想、総合計画、事業計画を定め、計画行政を推進 ○ 行政サービスの受益者、住民、研究者及び自治体職員による政策評価体制の確立 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主的な市町村合併の支援 ○ 広域連合の積極的な活用 ○ 小規模市町村に対する都道府県や広域行政制度による補完・支援の仕組みの検討（地方行政体制の整備） ○ 自主的・主体的行政改革の推進 ○ 住民代表からなる委員会を設け、事務事業の見直し時代に即応した組織・機構の見直し、定員管理・給与の適正化の推進 ○ 職員の能力開発をはじめとする人材育成・確保 ○ 自主的・主体的な行政改革の推進を阻害している国の関与、必置規制等についても整理が必要（地方行革の推進）

市町村を主体としつつ市町村及び都道府県による総合的自治行政体制を形成する。

一九九四・一二・九

四 地方分権の行政課題

事務再配分のあり方、それに伴う機関委任事務、地方支分部局、関与・必置規制の廃止等行政課題の改革の基本を明示する。

五 地方分権の財政課題

新たな役割分担及びそれに伴う事務再配分を遂行するに足る自治体の税財源保障及び地方交付税、地方債制度等の改革の基本を明示する。

六 自治体の行政体制及び住民自治制度の強化多様化

監査制度の改編等自治体の「自律と自立」体制の強化及び住民投票制度の導入等住民自治制度の強化・多様化の方策を明示する。

七 地方分権の推進体制の確立

上記課題を計画的に推進するための強力な権限を有する推進機関の設立等推進体制を確立する。このため地方分権推進機関の設置・運営に係る委員及び事務局予算を九五年度予算に計上する。

わが国経済構造改革の 基本方向について

与党経済対策プロジェクトチーム

我が国経済は、このところ明るさが広がりつつあり、ようやく回復の方向へと向かいつつある。しかしながら、国内外の環境の激変等を背景として、産業の空洞化への懸念に代表されるような我が国経済の構造的な問題が今やクローズアップされるに至っている。

このような問題意識から、与党経済対策プロジェクトチームは七月の発足以来、二一回にわたり会合を重ね、学界、労働団体など各方面からの意見聴取を含め「経済と雇用」の今後について検討を重ねてきた。その成果を踏まえ、中長期的な経済構造改革への基本的方向を示すことを目的として、本日ここに「わが国経済構造改革の基本方向」を提示するに至った次第である。今回の提言は、二一世紀を迎える我が国経済が活力と安定を確保するため必要な産業及び雇用に関する改革を早急に実行に移していく確固たる決意を示すものであり、今後の政府の諸政策、諸計画にも生かされていくことを要望する。なお、予算や税の具体的な内容については、それぞれの政策決定の場で扱われるものであるので本提言には触れていないが、提言の考え方が反映されることを要望する。

なお、農業、福祉、行革、地方分権、税制等我が国が取り組むべき重要な課題が他にあることは言うまでもないが、それらの諸課題については、与党のそれぞれのプロジェクトチームで検討されると認識しており、本提言では産業と雇用を中心とした経済構造問題を扱って

いる。また、経済の分野でも金融、資本市場の問題等、当プロジェクトチームとしてもさらに鋭意検討を深めることとしている。

一九九四・一二・九

わが国経済構造改革の基本方向（案）

— 創造経済時代への指針 —

与党経済対策プロジェクトチーム

はじめに

わが国経済は、九二年以来数次にわたる経済対策等を始めとする財政・金融面からの景気回復策による内需主導型の経済運営を行い、加えて、民間におけるリストラ等の企業努力により、いまだ不透明感があるものの、不況からの脱出を思われる明るさが広がりつつある。また、今後迎える本格的な高齢化社会を前にして、活力ある福祉社会の実現を目指す税制改革の実現、社会資本整備の基本的方向を示す新たな公共投資基本計画の策定等、わが国経済社会の先行きに展望を拓く努力が開始されている。

中期的閉塞感の存在

しかしながら、わが国経済には、いわゆるバブルの後遺症と並んで、産業の空洞化への懸念を中心とした中期的な閉塞感というべきものが漂っている。これは、景気という短期的な視点にとどまらず、我が国が経済システムが、国内外の環境条件の大きな変化に対応しきれなくなっているためと考えられる。

国際的経済競争の時代——国際面の環境変化

まず国際面では、経済のボーダーレス化の下で、アジアを筆頭とする発展途上国が急速に工業化し、また、旧社会主義諸国が国際市場へ参入するなど、グローバル化が一層進展し、冷戦の終結をはさんで、世界はこれまでの軍拡競争の時代から熾烈な経済競争の時代へと一変しつつある。

真の豊かさの希求——国内面の環境変化

国内的には、急速な少子高齢化や国民の価値観の多様化といった長期的なトレンドをも背景としつつ、大幅な内外価格差や充実した自由時間の不充分さ等に代表される生活の真の豊さの欠如への認識が強まる一方で、産業の空洞化や雇用環境の悪化に対する不安も拡大している。

構造改革への岐路

このように、われわれは今や、内外にわたる諸課題に直面しており、わが国経済のあり方を抜本的に見直し、何としても新時代に対応しうる新たなシステムを構築しなければならない。われわれの前にある一方の道は、安穏として現状に甘んじ、対外不均衡と円高傾向の継続、空洞化の進行と産業活力の低下、大幅な内外価格差の存在と生活の真の豊かさの欠如といった様々の現象が悪循環を重ねていく道である。もう一方は、わが国経済システムの制度疲労とも言うべき様々な構造的課題を果敢に解決し、国際的に開かれた自由な経済社会を構築し、その中で真の豊さと力強い発展へのモメンタム（原動力）を取り戻す道である。

三つの最重点目標

当然採るべき第二の道を進むに当たって取り組むべき構造的課題は多岐にわたるが、本プロジェクトチームとしては、現内閣が、

一 内外価格差の是正

二 経済フロンティア（経済の新分野）の拡大

三 ダイナミックな労働市場の形成を通じた雇用の安定

を当面、最重点に置くべき目標として、後に掲げるような構造的改革の早急な実現を目指すことが必要であると考える。

三つの基本理念

実現されるべき改革措置は、以下の三つの基本理念に沿ったものでなければならぬ。即ち、

一 国民生活の真の豊かさにより直接に結びつく改革を追求すること

と

二 社会的公正に配慮しつつ市場における自由かつ自己責任原則に裏打ちされた経済競争がもたらす効率性と選択幅の拡大を最大限追求すること

三 グローバル化の進む国際社会の一員としての認識に立って、世界経済への貢献、国際システムとの調和に最大限配慮すること

今こそ前向きに行動の時

わが国経済は、国民一人一人の努力と英知によって、戦後復興をなし遂げ、高度成長を実現し、さらにオイルショックも乗り越えてきた。今日このプロセスが一つの転換点に到達したことは疑いえないとして

も、だからといってわが国の将来性が縮小してしまったと考える必要はない。生活の豊さを実感できないという事実は、逆にわが国にはまだ充たされるべき需要が眠っているということでもある。現に、最近の情報通信分野等における幾つかの新たな動きは、産業の新展開と、ライフスタイルや文化面での新たなニーズの拡大が進んでいく、

新しい創造経済の時代への胎動を予兆するものである。

その意味で、今われわれが迫られている改革は単に地球規模での経済競争に生き残るために強いられた改革ではない。むしろ、国際社会の一員としての役割を果たしつつ、われわれの能力を、われわれの生活の豊さのために用いるための前向きな改革である。過度な悲観論に陥ることなく、政府、産業人、生活者のそれぞれが自信と勇気と希望をもって行動すべき時である。

一 内外価格差の是正

—国民生活、産業両面の「高コスト経済構造」の打破を目指して—

1 現状と対応の基本的方向

① 内外価格差とは

内外価格差問題は、現在のわが国経済が直面する中期的構造問題の核心を象徴するものである。活発に貿易される商品においては、激しい国際競争の中で国際的に通用する価格となつていて一方、通信、物流、建設、エネルギー等の分野では、国際的あるいは国内的競争が制約されているため、諸外国に比べ高価格が温存されているものが少なくない。例えば、日本とアメリカにおける違いを見ると、アメリカに対して日本では、消費者向け財・サービスで一・四一倍（ニューヨーク対東京）、産業用の原材料や設備で一・四四倍、産業向けサービスでは一・六三倍の内外価格差が生じている。

② 放置できない「新たな二重構造」

この「新たな二重構造」は、わが国の所得水準の高さにもかかわらず、国民が生活の豊かさを実感できない大きな要因となつてゐるとともに、生産面でも、高コストが企業活動の制約となる状況を生み出している。これを放置した場合には、経済力にふさわ

しい生活の豊かさがいつまでたっても実感できないばかりでなく、本来であればわが国において比較優位を有するはずの産業までがコスト高のゆえに海外流出することとなる。これは、製造業のみならず、サービス業の分野においても生じうることであり、わが国経済の成長ポテンシャル（能力）を著しく低下させることになりかねない。

③ 対応の基本的方向

内外価格差の背景には人権費や地価の問題もあるが、こうした内外価格差是正のためには、市場メカニズムの機能を損なう公的規制、取引慣行、情報格差等を早急に是正することが不可欠である。またその際、わが国の諸制度、システムを国際的に調和のとれたものとしていくことにも最大限の配慮を払うことが必要である。各国間の資源の偏在や所得水準の違い等もあり、全ての価格が外国と同じになることまでは期待できないが、こうした諸措置により、できる限り内外価格差是正を図るべきであるし、そのような大きな余地があると考える。

2 具体的施策

① 情報提供の充実

内外価格差是正のためには、価格情報が広範に行きわたることが必要である。このような観点から、消費財のみならず、原材料、部品等の中間財や、通信、物流等のサービスについても、価格調査を実施する。同時に分野毎のコスト構造、価格差の原因などについての規制、取引慣行等についての要因分析を行い、これらの結果を公表し、関係事業者、関係省庁等の内外価格差是正に向けた動きを促進する。

② 規制緩和の推進、競争促進、取引合理化

政府は、上記の要因分析の結果に基づき、内外価格差の是正を

一つの目的として、規制緩和推進計画を策定する。さらに、計画の見直しを行い、内外価格差の縮小に効果のある規制緩和を着実に実施する。

また、より一層自由かつ公正で、透明性が確保された市場を実現するため、独禁法の執行力を強化し、独禁法違反行為を厳格に排除とともに、新規市場参入を容易にし、取引の適正化を促進するため、競争阻害的な民間取引慣行の是正を図るためのメカニズムの構築を目指す。さらに、情報化の推進等を通じ、取引の一層の合理化を推進する。

③ 公的分野の合理化

公共料金については、「今後の公共料金の取扱いについて」（平成六年一月一八日閣議了解）に基づき、可能な限り市場原理を導入するための環境整備を図るとともに、民間分野がリストラに向けて血のにじむような努力をしている現状からも事業経営の徹底した見直しを進める。さらに、国民の十分な理解を得るよう情報公開を進める。また、公事業については、一般競争入札制度の促進等、受発注システムを改善するとともに、資材コストの削減、技術開発の促進により建設コストの縮減を図る。

二 経済フロンティア（経済の新分野）の拡大

— 産業空洞化懸念への対応、国際社会における

競争と協調の両立を目指して —

① 現状と対応の基本的方向

現在、産業空洞化が懸念されているのは、企業が国を選ぶ時代において、円高の進展、高コスト経済構造等により、わが国企業の生産の海外移転が進んでいることによるものである。だが、生

産の海外移転そのものがマイナスとは言えない。それには、国際分業を促進し、開発途上国の発展を促すというプラスの面があるからである。

産業の空洞化が問題となるのは、企業の海外進出に加え、わが国の既存産業に技術開発の停滞や起業意欲の減退、投資家の自信喪失等が生じており、将来の産業活力を維持・発展させるべき先行投資が行われず、国内経済の閉塞状況の拡大や雇用情勢の悪化を招くおそれがあることにある。

われわれは、新たな企業家精神の発揚と技術の開発によって、新規事業分野を開拓し、企業家のたくましい意欲が羽ばたく経済フロンティアを拡大しなければならない。またその基盤として、新たに策定された公共投資基本計画（総額：六三〇兆円）に基づき、社会資本の質的量的充実を着実に推進することが必要である。

② 創意ある発展の余地

経済はすでに成熟化しており開拓すべきフロンティアは存在しないとの悲観論もあるが、そのような見解は誤りである。なぜなら、国民がより豊かさを実感できる生活を求めていることは、国

内に未だ大きな潜在市場があることを意味しているし、また供給面から見ても生活関連産業の多くは、これまでの規制や保護の下で技術革新の成果を十分に取り入れられずにおり、それらが取り除かれれば十分に創意ある発展を期待することができるからである。さらに、わが国には一〇〇〇兆円の個人金融資産等巨額な資金が存在し、このような発展を十分に支えることが可能である。

例えば、マルチメディア等の情報通信、住宅、地球環境から廃棄物処理等に至る環境、医療・福祉、生活文化関連等の分野には、将来的に大きな需要があると見込まれる。また、豊かで成熟した社会では、古き良きものの再発見も含め、文化、伝統、芸術等に關わる財やサービスの価値も増すものと考えられる。さらに、情

報通信技術の発展は、情報通信産業のみならず、文化的サービスを含む広範な分野の基盤となって変革をもたらすものである。一方、こうした生活密着型の分野の拡大は、情報通信技術の発展を通ずる地理的制約の緩和ともあいまって、地域経済の活性化にも大きく資するものと考えられる。

③ パイオニアとしての挑戦

今や我が国は、これまでのいわばキャッチアップ（追隨）型の転換ではなく、パイオニア（開拓者）としての転換に挑まなければならない。何よりも未来への先行投資としての科学技術、基礎研究の推進が重要であり、基礎的段階からの独創性に富んだ技術を開発することを可能とするようなハード、ソフト両面にわたる技術開発基盤を総合的に確立していくことが必要である。先行モデルの失われた世界では、新たなモデルの構築が多様かつ効率的に行われる必要がある。このため、市場機能を最大限發揮させることが政策的に最も重要な視点となる。

2 具体的施策

① 規制緩和を通じた市場機能の発揮

民間事業者の創意、工夫を活かし、広く新規参入を確保し、自由な起業を促進していくため、経済的規制については原則自由・例外規制とし、社会的規制については、本来の政策目標に沿って厳格に行うという考えの下、規制を見直し、民間事業者の自由な活動を阻害している規制を抜本的に緩和する。現に、最近の携帯電話市場の飛躍的な拡大に見られるように、規制緩和が新たな技術開発や市場の発生、拡大をもたらしている例は多い。

② 既存の産業の事業革新支援
産業構造転換を円滑に行っていくためには、何よりも中小企業を含む既存産業が自ら有する労働力、技術、設備等の経営資源を

有効に活用して新商品の開発・生産・新生産方式等の事業革新を促進していくことが重要である。

このため既存産業の事業革新に向けた取組みを積極的に支援するとともに、工場のリストラの障害となっている諸規制の見直しを行う。特に、中小企業に対しては、構造的変化に対応し新分野進出等の事業活動に対する支援策を引き続き推進する。

③ 新規事業を開拓する中小企業に対する環境整備

新規事業分野を開拓していくに当たっては、諸外国の例にもみられるように、時代のニーズを的確に把握した創造性に富む中小企業が極めて重要な役割を担っているところであり、わが国においても、こうした中小企業による新規事業分野における起業意欲をもり立て、それを育んでいく環境を整えていくことが必要である。

創業支援を始め、中小企業の独創的な技術、ノウハウ開発及び事業化のための努力を支援する。これに関連して、わが国の巨額な資金が有効に活用されるよう、起業家が円滑に初期投資資金（リスクマネー）を調達できるような環境の整備を促進する。また、店頭市場については、制度の健全な運営を確立するよう努めつつ、投資家の自己責任原則に基づいて活性化を図ることとする。

④ 情報化の進展による経済 社会の変革

これまでの人や物の流れを変え、ライフスタイルや企業活動を広範に変革する可能性のある情報化は今後の豊かな国民生活の実現のためには極めて重要である。

このため、世界情報インフラの整備に対する国際的な取組みを含む光ファイバー網をはじめとした情報通信インフラ整備、公的分野の情報化、諸制度の見直し等を通じた情報化について、ソフト面も含めて総合的・計画的に推進する。

⑤ 技術創造立国

中長期的観点から、わが国の技術創造立国を推進することが経済のフロンティアを拡大する基本的な手立てである。内外の人材を確保し、自由な研究ができるような環境を整備するとともに、知的財産の保護、官民学の連携、国立大学、国立研究所等の研究施設を始めとするハード、ソフト両面にわたる研究開発インフラの整備を図る。さらに、外国人を含めた技術系人材や研究開発資金、研究成果等を有効に活用するための改善策が必要である。また、国の研究開発支出の着実な増加による公的セクターの科学技術の研究開発を充実させる。こうした技術創造立国構築のためには、幼い頃から創造性を伸ばし、情報活用能力等の新しい科学技術に容易に順応していく能力を身につけることが必要である。

⑥ 國際社会との協調

調和ある対外経済関係を実現するため、規制緩和による市場アクセスの改善に加え、輸入や対日投資を促進するとともに、企業の事業活動に関する諸制度の国際的調和を図る。

三 ダイナミックな労働市場の形成を通じた雇用の安定

— 少子高齢化社会の到来、産業の構造転換を踏まえた

産業・雇用政策の一体的推進 —

1 現状と対応の基本的方向

現在のわが国経済社会においては、創造的な産業構造の転換が強く求められている。また、女性の職場進出の一層の進展や若年層を中心とする転職希望の増加、職場以外の生活の重視等の意識の変化がみられる。更には、本格的な少子高齢化社会の到来により、企業内における中高年比率が高まり、女性の能力活用の一層の進展、賃金やポストの年功序列制の見直しなどの変化が予測さ

れる。

② 良質な雇用機会の創出

雇用の安定は経済政策の最も重要な目標であるが、上記のような労働市場を取り巻く環境変化の中で、産業政策と一体となって、新規事業の開拓や積極的な事業再構築により創造性豊かな産業へ脱皮することを通じ、全体として、より付加価値の高い分野において良質な雇用の機会を創出していくことが必要である。

③ 労働移動の増大への対応

また、産業構造の変化等に伴い今後増大することが見込まれる産業・企業間の労働移動が、失業等の痛みを伴うことなく円滑に行われるよう積極的に対策を講じ、ダイナミックな意味での雇用の安定を追求する必要がある。このような対策を講じていくにあたっては、産業政策と雇用政策の連携を図り総合的な推進を図っていく必要がある。

2 具体的施策

① 産業構造の転換等を踏まえた積極的な雇用政策の展開

産業構造の転換に応じた産業間・企業間の労働移動が失業を経ることなく、円滑に行われるようにするため、職業能力の再開発、出向、再就職あっせん等についての必要な支援措置を積極的に推進する。また、職業意識の変化等に伴う自発的な労働移動が増加することに対応し、民間との連携を踏まえた雇用情報提供システムを整備するとともに、職業能力開発の支援を強化する。さらに、就業ニーズ・雇用形態の多様化が進んでいる中、こうした状況変化を踏まえ、必要となる労働市場に関連する既存制度の見直しを含め、国と民間部門を通じた労働力需給調整システムの機能を強化する。

② 少子化、高齢化の進展及び女性の職場進出に対応した就業環境

の整備のための総合的な支援

少子化、高齢化の一層の進展や女性の職場進出の進展、職場・家庭におけるバランスのとれた生活を重視する勤労者の意識の高まりに対応するため、勤労者が生涯を通じて充実した職業生活を営むことができるよう職場と家庭の両立支援対策を推進するとともに、高齢者が希望すれば多様な形態により現役として働く社会を実現するための施策を開発する。

③ 豊かでゆとりのある勤労者生活の実現

わが国の経済力にふさわしいゆとりと豊かさが実現できる勤労者生活を実現するため、完全週休二日制の普及等による労働時間の短縮のほか、勤労者が自由時間を多様かつ自由に活用するための環境整備等を一層推進する。さらに、首都圏を中心とする勤労者の快適通勤実現のため、時差通勤やフレックスタイムの促進等の推進、情報通信技術を活かした在宅勤務やサテライトオフィス勤務等の導入を通じ柔軟な勤務形態の円滑な普及促進に積極的に取り組む。

以上述べた諸施策は、二一世紀に向けてわが国経済社会が再び中長期的に活力と安定を確保していくために早急に取り組まなければならぬ施策の中核をなすものである。構造やシステムの転換には社会の一部に痛みを伴わざるをえないが、もし今その痛みを避けるならば、わが国は近い将来より大きな痛みをもつてその代償を支払わなければならないことになるだろう。

われわれは、責任ある与党として重い歴史的使命を自覚しつつ、今日必要な構造改革を早急に実践するが、それに伴う痛みが弱者にしか寄せされることのないよう十分に配慮していく決意である。政治と行政も痛みを分かつべきということはいうまでもない。

九五年宣言（第一次草案）

し、安全と生存を確保することであり、創造はヒューマニズムを基本とする社会変革の知的行為である。

日本社会党はこの基本価値を基礎に男女共生、教育、福祉、医療、人権、環境、分権、軍縮、国際協調の政策目標を実現する。

一 はじめに—— 寛容な市民政党をつくる

「九五年宣言」（草案）は、日本社会党の綱領的文書「新宣言」に代わる基本文書であり、これによって「新宣言」は歴的文書となる。

この「九五年宣言」は新しい政治勢力で形成する「民主主義・リベラル新党」に提示され、相互討論を通じて深化・発展される。

この新党は偏狭なナショナリズムを排し、公正と国際性を重んじる寛容な市民政党であり、勤労市民と多彩な価値を持つ生活者、政治的に弱い立場の人びとに支持・協力を求める。

新党は変革の担い手である市民のニーズと能力を未来志向のなかで調整し、それを政権担当によって実現する。社会民主主義者は新しい政治勢力のなかで重要な役割と任務を果たす。

二 基本価値と政策目標

社会民主主義は社会のあらゆる分野で自由と民主主義の実現を求める終着駅のない改革の運動と思想である。社会民主主義者の政治・政策判断や社会秩序形成の基準となる基本価値は公正、共生、平和、創造である。

公正は権利と機会の平等であり、人間の尊厳を最大価値とし、共生は性、国籍、言語、宗教、民族の違いを超えて、人びとが協同・連帯し、自然環境とともに生きることである。平和は戦争の要因となる恐怖・窮乏・憎悪を地球上から永遠に除去

三 新しい社会目標

日本社会党は「経済成長」の目標に代わる新しい社会目標として、ゆとりとバランスのとれた「成熟社会の実現」を掲げる。「成熟社会」は人びとの個性、生活の質、心の充実、社会的な公正、参加の拡大を優先して、芸術・文化、スポーツを鼓舞し、奨励する。

「成熟社会」で人びとは教育、職業、老後など人生の各ステージで豊かな選択肢を持ち、女と男、障害者と非障害者、異なる国籍・言語・宗教・民族が共生・連帯して生きる。この社会は日本国憲法の具現化に努め、新しい共生の文化を志向して、広く地球市民に開放される。

四 新しい家庭と男女の社会的平等

日本社会党はあらゆる形態の家庭を大切にする。いかなる家庭・生活共同体も差別されず、夫婦別姓は尊重され、家族の一人ひとりの権利は平等に扱われる。

子どもの人格の尊厳と権利の優先、女性と男性の社会的平等の実現は政治の優先課題となる。性別役割分業は否定される。

日本社会党は国・自治体をはじめ政党・組織・団体へのクオーター制を導入し、女性の社会参画の促進によって女性差別の克服をめざす。若い女性と男性には同等の雇用と職業訓練の機会が保障される。若い世代のための公共の余暇・文化施設の設立を推進するとともに、彼らの文化・スポーツ活動、政治活動、ボランティア活動などを奨励する。

五 教育の改革・文化と宗教の自由

中央集権による産業社会向きの知識・技術に偏重した教育からの脱

却是、社会改革のなかで最も優先されるべき政策課題である。

ボストン産業社会の子どもたちは自由と自律・相互尊重と社会的責任、民主主義と国際協調の理想のもとに教育される。その教育内容は地域と学校で決定し、個性豊かな教育や障害者と非障害者の共学、伝統的な文化価値の継承など生活密着型教育をめざして、初等中等教育行政は自治体に移転し、完全に分権化する。

すべての市民の創造的な芸術・文化の表現は完全に自由であり、いかなる規制も、いかなる検閲も許されない。信教は自由であり、宗教団体の自立した活動は奨励される。

六 福祉と医療の改革

社会福祉は査定による選別主義ではなく、介護や保育を含め普遍主義の原則を転換する。高齢者の生活と介護は公助・協助・自助を組み合わせたシステムで支え、サービスの機会は施設でも在宅でも自由に選択できるようにする。介護労働力を計画的に養成し、質と量を確保する。生計の基礎となる公的年金は維持され、充実される。医療は保健と予防を優先し、医師選択の自由や「説明と同意」など患者の権利を確保する。診療報酬体系は人件費と技術料を重視し、保健と医療の結合した制度へ改革して、医薬分業を促進する。総合的福祉ビジョンの実現とそれに必要な税制抜本改革を進め、受益と負担を明確にする。

七 人権と環境

人権は国境を超えた普遍的な課題であり、人権の尊重を社会政策の全分野で貫くとともに、民族の多様性と内外人平等を大切にする。高齢者、病者・障害者・子ども、定住外国人がともに生き、育ちあう学

校や地域社会を実現するとともに、部落差別の根絶やアイヌ民族の権利回復を図る。

環境保全は未来への投資であり、人類と生物の生態系の維持・保全に向けて「平和の配当」を地球環境に活かす国際協力を推進する。

八 地域主権の確立

中央政府の権限と財源を自治体へ移転して、地域主権を確立する。機関委任事務の廃止、許認可事務の整理と自治体への委譲を実現する。地方分権推進法を制定するとともに、自治体の自立した行財政を確立し、地域外交をも推進する地方政府の実現をめざすとともに、中央省庁の簡素化と統廃合を進める。

九 共生型の市場経済

環境と共生する市場経済、公正な自由貿易を基本に「効率と量の経済」から「生活と質の経済」へ転換して持続可能な内需主導型成長を実現する。市場経済の機能不全を招く経済規制を撤廃し、新しいビジネス・チャンスの開拓を支援する。

市場経済の主権者は消費者であり、消費者の参画のもとに環境保全、消費者保護、医薬品や食品の安全管理、公正取引の確保、労働基準法の順守など必要な社会的規制を強化する。

国際的公共財として環境保全型テクノロジー、省エネルギー技術、新エネルギー開発、新素材、ニューメディアなどの新産業を奨励し、完全雇用の実現に努める。経営の全过程に企業内労働者が参画した労使共同決定システムを導入するとともに、自由時間と仕事時間のバランスの回復など労働内容の改革と余暇の充実を図る。

非政府組織による国際活動や環境保護運動、参加型の消費者・生活協同組合運動、政策提案型の労働運動、国土・環境保全型の農林水産業と連帶する。

十 政治の改革

政治改革の基本は、政治家の理論と識見を高め、政策決定の主導権を官僚から政治家の手に取り戻すことにある。国家予算の適正配分は国民の負託を受けた政治家の任務であり、予算編成を内閣官房に移転する。族議員を廃絶して政官業の癒着構造を解体し、政策決定の透明性を高める。企業・団体献金を禁止し、政治腐敗防止策を確立する。

十一 外交・防衛政策の基本

日本社会党は「軍備なき世界」を人類の究極の理想として掲げる。

日本には核武装の意志もなく、軍事大国も選択しないことを全世界に表明するとともに、過去の戦争責任に対する歴史認識を明確にしてアジアと世界に信頼される国をめざす。これを冷戦後の日本外交の基本とする。アジア太平洋地域の経済協力を進めるとともに、域内の武器市場と軍事力拡大に歯止めをかける国際協調行動を追求し、アジアの平和と安全の確保に努め、「ソーシャル・アジア」を展望する。

ポスト冷戦の防衛政策の基本は軍縮にある。日本社会党は「自衛隊は合憲」とし、その段階的な縮小・改編に取り組む。普遍的安全保障体制の確立に努めるとともに、核の全面廃絶をめざす。

日米安保条約は堅持し、その運用にあたっては軍事面を縮小して政治・経済面を拡大する。日米両国は環境や、人口、人権や貧困など地域的課題に取り組む。日本はアジア諸国の人びとともにアジア・太平洋の地域安全保障体制の確立に努め、将来、日米安保条約はこの地域安全保障体制のなかに包摂する。

十二 國際協力と国連改革

世界の安全保障は憲法を規範に、国連など国際機関を中心に構想し、国連を政治的・財政的に強化して、将来は日本の軍事主権の一部を移転する。日本社会党はPKO活動をはじめ人権や開発、環境や経済、

人道や社会発展などの分野で最大限の国際協力を遂行する。目的と任務が武力行使を伴わないかぎり、国際平和協力法に基づきすべての国連平和維持活動に参加する。PKF（平和維持軍）参加凍結の解除には慎重に対応する。

人権、医療、教育、環境保護などのNGO活動には積極的な財政支援を実施する。安全保障理事会の改組、経済社会理事会の強化をはじめ、開発や人権、環境や軍縮など地球規模の課題に的確に対応できる国連をめざす。

十三 むすび——新しい政治基盤と国家像

日本社会党は結党以来、社会的公正と平和、国際民主主義を求めてきた。この理念は国民の共感を呼び、多くの成果を挙げることができた。しかし、社会主義的な反体制の思考による政策手法は、戦後資本主義のダイナミズムの前では限界があった。一九八六年の「新宣言」はその歴史の教訓に学び、社会民主主義的な体制内における政策改革へと転換した。日本社会党はいま、その歴史を「九五年宣言」に受け継ぎ、さらに新しい政治勢力を基盤により大きく、より力強く、社会民主主義の翼を広げる決意を表明する。日本社会党は政治・経済・社会のたゆまざる改革を通じて、ここに掲げる基本価値と政策目標を実現し、世界の範となる「新しい平和モデルの国」を建設する。



政策の焦点 I

国会テレビ

— 知る権利の観点からの政治改革 —

緒 方 岳

一連の政治改革法案が成立し、数代にわたる内閣の最重要課題であった政治改革に、ようやく大きな成果がもたらされた。もちろん政治改革の目的は腐敗の根絶、国民から信頼される政治の再生であり、今後とも常に様々な改革を積み重ねていくべきことは当然である。そこでこの項では、政治改革に資する施策のひとつである国会中継テレビについて、これまでの議論の経過と、論点の整理を行いたい。

を開設することによって、いつでも、全国どこでも国民が国会審議を傍聴することができるようにしようというのが、国会テレビ構想である。

国会テレビの意義・目的を整理すると、
①国会の傍聴席を全国に広げる＝知る権利
の拡大
②国会審議に対する国民の理解を深める
③国会運営の透明性増大＝監視機能の強化
④国会審議の活性化
⑤国会審議を映像記録として保存

国会傍聴席をお茶の間に
従来、国民が国会審議を垣間見ることができる機会は、直接国会に出向いて傍聴する以外は、総理の所信表明や代表質問、予算委員会の総括審議などごく一部のテレビ中継に限られている。そこで国会中継専門のテレビ局

性化などの効果をもたらすというものである。一連の政治改革法は選挙制度、政治家と金にまつわる問題、政党のあり方などをテーマとしながら、この国会テレビは、政治のまさに舞台＝議論の場としての国会のあり方の改革を促すものといえ、政治改革の次なるテーマとして期待されるものとなろう。

議会百周年を期に議論が活性化

国会中継テレビについての問題提起は古くから行われてきたが、その実質的な議論が始まつたのはここ数年である。具体的には、議会開設百年（一九九〇年）を契機に国会改革の議論が活発化した際に、正式な各党間協議がスタートし、参議院においては議院運営委員会、衆議院においては議院運営委員会内に設置されたテレビ小委員会を中心に協議・調整を行ってきた。

そして、九一年に社自公民書記長・幹事長といったところが、これまでの議論であげられている。
いずれにしても、国民がいつでも国会審議にアクセスできる、言い替えれば、国会がいつも国民監視の下にあることによって、自浄作用、審議の形骸化防止、議員立法活動の活

段階を国民向け放送として実現を図ることとされた。

院外中継第一段階、省庁への配信開始

この報告に基づき、衆参事務局は委員会室などのテレビカメラ設備整備などの準備を進め、また郵政省は、国会テレビ中継を有線テレビジョン放送法の適用除外とするための同法施行規則の一部改正を行い（九三年一二月）、本年（九四年）四月からは、衆参国会職員の手によってつくられた映像が有線（CATV）を介して各省庁へ中継され、テレビ小委員長報告における第一段階はほぼ達成されたといつてよい。「ほぼ」というのは、予定されていた政党本部への中継が見送られたためである。見送られたのは、中継対象となる「政党」の範囲をどう規定するか、という問題に突き当たことによる。具体的には、
①全国あまたにある「政党」への配信についての是非

②その多くが本部は東京以外にあり有線敷設には膨大な経費がかかる
③仮に国會に議席を有する政党に限った場合でも、新党林立し「本部」の移転が日常である現在、その都度の有線ケーブル敷設・撤去の費用を各党で分担することとなるなどの問題があり、現段階での中継実施は

見送られことになったのである。今後は、成立した政治改革法における「政党」の概念をもとに、政党向け中継についての議論が再提起されることだろう。

「国民向け放送」は誰が行うべきか

いずれにしても、ここまでの中継は、各党大きな異論がなかたせいもあり、概ね順調に計画が実施されてきているといえよう。今後はいよいよ「国民向け放送」が焦点となる。が、残念ながら、この国民向け放送に関する議論が煮詰まっている段階にある。議論の概略を整理すると、

〈放送主体について〉

・ 国が放送主体となることは妥当か

（現行放送法は国が事業主体となることを予定していない。内容によっては思想統制につながるおそれがある）

・ 特殊法人とした場合は行政府の監督下となり三権分立に抵触するおそれがある

・ 株式会社とした場合は設立資金、編集権の問題がある

・ 公平性の確保の問題がある

・ 放送内容・番組づくりについて

・ 放送内容、時間配分の公平性の確保は可能か（「解説」「編集」は公正性、客観性を欠くものとなりうる）

・ 複数同時開会される委員会のなかからの中継委員会選択は「編集」につながる・質疑の中から一部分のみを中継することは「編集」となる

・ 閉会中の番組づくり、電波の有効利用法・視聴率獲得はできるか

〈放送手段について〉

・ 国民向け放送はBSS、CS（CATVへの供給を含む）いずれを選択すべきか

*BSS（放送衛星）は、受信世帯数が多いが、CSと比較して高コストであり、

BSS（九七年打ち上げ、全8チャンネル）のチャンネル確保にも懸念。CS（通信衛星）はBSSと比較して予算規模が小さく、チャンネル確保が比較的容易（CS-3はチャンネルに余裕がある）だが、CATV接続を入れても受信世帯が少ない。

といった点でまだ合意が形成されていない。

議論が進んでいない理由として、政界の変動を受けて議論の場事態が休眠状態であったことと、一連の政治改革法案審議に国会の議論が集中し、「国会テレビは政治改革後に」との雰囲気があつたことなど、環境面の問題が主であったといえよう。

しかし今国会（一三一国会）で、政治改革法の施行も確定し、また、国民向け放送実現へ向けた課題の一つであった「委員会の非公

開」原則の撤廃など法・規則の改正も実現し、議論再開の環境は整いつつあるといえる。

米国では七年からC-SPANが放送

右記の論点に対し、非常に参考となる実践例が米国の議会専門テレビのC-SPANである。

C-SPANは協同組合方式の非営利法人として一九七七年に設立され、七九年から放送を開始した。当初は下院のテレビ放送のみであり上院の放送（C-SPAN）開始は六年となる。既に五年の実績を重ねるこのC-SPANも、最初からスマートに実現したわけではない。米国議会で初めてテレビ放送の提案がなされたのは一九四八年であり、実現まで三〇年かかるのであり、この間には、やはり右記のような論点から議論が積み重ねられてきたのである。

C-SPANの実態の概要を簡単にまとめると、二つのチャンネルが二十四時間放送をしており、リアルタイムで議会の審議を編集なしで放送するとともに、審議が無い時間帯などでは、議員へのインタビュー、政治家や官僚に視聴者が電話で直接質問できる番組などを企画し好評をはくしている。委員会が同時に開かれる場合、どの委員会を中継するかは前日夕方まで公表せず、PRなどに利用されないようにしている。現在では全米で二

六〇余りのCATV放送局を通じ約五六〇〇万世帯に配信されている。約二五億円の年間予算の大半はCATV事業者からの番組料である。

あり、加入一世帯あたり月額約四円（四セント）の視聴料と、非常に低廉なものとなつてゐる——といったところである。

このC-SPANのような国会テレビは既に英国、カナダなどでもできており、日本においても非常に参考になるものである。

最後の難関は財政の問題

全くの私見ではあるが、このC-SPAN

の実例と、これまでの議論の経過を下敷きに

しつつ、今後の議論を展望すれば、〈放送主体〉については、公的関与のある法人（国会放送センターのようなもの）が実施主体となり、更に、衆参議員で構成する運営委員会の監督下におき、〈放送番組内容〉については、解説、編集を加えないなど中立性確保のための条件を整え、〈放送手段〉については、C Sを用いる——という方向で、議論の流れができるいくのではないかとの感触を持つている。

国民の側、受けての論理からの議論を

以上、国会テレビに関する論点、問題点を整理してきたが、最後にいま一度その意義に立ち返り、その実現を強く主張しておきたい。国会テレビ放送の意義は、大別すれば、①国会審議・活動の広報宣伝②国民の知る権利・情報公開、の二つの視点からアプローチできる。(1)は送り手側の論理であり、(2)は受けて

いるが、CATV加入世帯が八三五万世帯に留まっている日本においては、今後は財政的な問題が最大のハードルとなるであろう。国会テレビには、設備投資の他に、年間二十数億円のランニングコストがかかるとされているが、民間事業者が独自で採算を採ることはまず不可能であろう。端的に言えば、国会テレビを実施するには財政的支援が不可欠であり、この二十数億円のランニングコストを永続的な経費として予算計上できるかどうかが、議論の最大の、そして最終的な焦点となろう。

もっとも、米国と日本では大きな環境の違いがあることも忘れてはならない。米国では五六〇〇万世帯がCATVに加入しているという環境の上にたって低廉な個人負担にもなり、実現を遅らせる一因ともなる可能性がある。ひるがえって(2)の視点から考えると、国会・国政の議論に关心を持ったときにつ

でもアクセスできる、傍聴できるということが必要にして最大のポイントである。

参議院が九四年二、三月のうち計四日間、CS放送の朝日ニュースターを通じCATV局への番組配信を行い、これに併せ東京ケーブルネットワーク加入者のうち一千世帯を対象に視聴者意識調査を実施した結果によると、国会中継の意義について「国民の知る権利を満たす」(六二%)、「国民の政治監視機能を強める」(五二%)が上位を占め、七四%が「国会中継を見ることは国民の権利」とし、八五%の人があくまで「見る見ないにかかわらず国会中継を放送することは国会の義務」と考えていることが明らかになった。

いずれにしても、国会テレビ放送は恒常的な高視聴率を期待すべきものではなく、番組の質の向上などは放送実施と同時並行的に徐々に取り組んでいく方が合理的もあり、委員会運営の改善なども逆に放送が刺激となり進展することも期待される。まずはありのままの国会の姿を国民の前に開くということこそ重要であり、国会改革、政治改革のメインテーマである。

社会党としても次国会において、次なる改革のテーマとして精力的に取り組んで行くこととなる。

(おがたがく・政審書記一通信部会担当)

政策研究局

(九四年一〇月～一二月)

【主要掲載資料一覧】

一〇月

「特集」

一 「二一世紀への選択」—論点整理—

二 平和への挑戦（草案）

三 九五年度予算概算要求に関する省庁別概要と重点事項

一一月

「特集」

一 税制改革関係

税制改革大綱（与党三党）

二 一三一回国会関係

村山総理所信表明演説・衆 参代表質問

「資料」

今後の福祉施策と所要財源について

一二月

「資料」

ルワンド難民支援与党調査団報告

ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱

年金改革にどのように取り組んだか・主要ポイントととなる。

日本社会党の環日本海圏政策－3

ガット関連対策について

垣内修作

政府の緊急農業農村対策本部（本部長：村山首相）は十月二十五日、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う国内関連対策として平成十二年度までの六年間に、事業費で七兆二〇〇億円（地方単独施策一兆二千億円を含む）の「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」（政策資料十二月号掲載）を決定した。

これは、昨年十二月に細川内閣がガット農業合意の受入れを決断した際の閣議了解「ガット農業合意が農業・農村に及ぼす影響を極めて農業施策に関する基本方針」、八月の農政審議会報告「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」を受けたものである。

この間与党は、各党内で国内対策を取りまとめたうえ（社会党は八月二日「ガット『農業合意』にともなう食料・農業・農村政策大

綱」を決定。政策資料九月号掲載）、三党協議を行い、九月三〇日に「緊急農業農村対策について」（政策資料十一月号掲載）を決定し、政府に申し入れた。また、「関連対策」決定の大詰めを迎えた十月二十一日には、深夜に及ぶ政府との政治折衝を行った。

「関連対策」は、基本的考え方として、ガット農業合意が農業・農村に及ぼす影響を極力緩和し、農業・農村が二十一世紀に向けて持続的に発展し、次世代に受け継がれていくことを期すこととしており、①農業を誇りある魅力的な産業として確立する、②可能な限り国内生産を維持・拡大する、③消費者に対する良質・安全・新鮮な食料を適正な価格水準で安定供給する、④住みやすく活力に満ちた農村地域を建設する、の四点を基本方針と

して掲げている。（なお、農業基本法に代わる新たな基本法の制定に向けて検討に着手するとしている。）

以下、その具体的な内容について、「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の概要」等の補足資料を活用しながら整理しておきたい。

まず、「関連対策」がめざす農業の姿であるが、①大河川流域等の平坦な地域においては、効率的な大規模経営の育成等による大規

模な水田農業の実現、②生産条件が不利な中山間地域等においては、地域の立地条件を活かした附加価値の高い稻作と高収益性作物を組み合わせた農業経営の複合化、③規模拡大の進んでいる畑作地帯においては、合理的な輪作体系の確立とスケールメリットを活かした経営の展開、④その他の地域においては、新規作物の導入等を通じた経営の複合化等による高収益型農業の展開、としている。

こうした農業と、住みやすく活力に満ちた農村地域を実現するため、次のような事業を開拓していくこととしている。

(1) 担い手に着目し、効率的かつ安定的な経営体を育成することを中心とした中軸に置き、

①担い手への農地利用の集積

②経営体の安定的な営農展開のための負債、

負担金問題への対応

- (3) 作物の特色に応じた経営対応の推進
 - (4) 新規就農者を確保するための総合的措置
- (2) 効率的かつ安定的な農業経営による生産展開の基礎条件を整備するため、
- (1) 第四次土地改良長期計画の着実な進捗
 - (2) 事業効果の早期実現を図るため、地域農業に即した高生産性農業基盤の整備の重点的・加速的推進
 - (3) 農業生産高度化等のための諸施設の整備
 - (4) 生産現場に直結した新技術の開発
- (3) 農山村地域の活性化を図るために、
① 生産基盤の整備、新規作物の導入等による地域の基幹産業である農業の振興
② 生産基盤と一体となつた生活環境の整備
③ 都市との交流拠点の整備
④ 農地の保全等を図るための施策
- ⑤ 地域の自主性と創意工夫を活かした施策を推進するため、「農山漁村ふるさと事業」(仮称)の創設等、地方単独施策の拡充

事業とこれに関連するかんがい排水事業等を有機的な連携の下に実施することにより、①

扱い手を育成し、高生産性農業を確立するための生産基盤整備、②中山間地域活性化のための条件整備を、短期間に集中的に推進する。

(1) 高生産性農業基盤整備促進事業

① 大規模水田農業地域対策
② 畑作農業地域対策
③ 複合経営地域対策

(2) 中山間地域活性化緊急促進事業

高生産性農業基盤整備促進事業に加えて、地域条件を活かした農業の展開に必要な生産基盤の整備及び関連する生活環境の整備を短期間に総合的に実施する。

III 農地流動化対策

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を実現するためには、過去十年間の農地流動化実績の二、三倍に相当する農地流動化を進める必要があることから、農地流動化施策を拡充する。

(1) 農用地利用集積特別対策

- (1) 集落段階における農家意向の把握、農地流動化推進員による集落機能を活用した徹底的な農地利用調整活動の推進
- (2) 先導的な地域に対する促進費の交付

(2) 農地保有合理化法人の農地買入れのための借入金に係る利子が無利子となるよう国、県が助成

(2) 全国農地保有合理化協会を通じて都道府県農業公社に助成

(3) 農地保有合理化法人に対する全国農地保有合理化協会による債務保証の創設

を推進する。

II 地域の農業生産の高度化等のための諸施設の整備

- 農業構造改善事業、山村振興等農林漁業特別対策事業、農業生産体制強化総合推進対策及び畜産再編総合対策の機動的な実施により、地域農業生産の高度化等のための諸施設(① 農業の効率化、共同化により経営体の経営拡充を助長する施設、②品質向上、高付加価値化等により地域農業所得の向上を図るために施設、③経営改善のための営農技術の普及向上を図る施設、④地域資源を活用した就業機会の創出により、農業構造改善の環境条件を整備するための施設、等)の積極的な整備完了を図ること、及び場整備等の核となる

個別対策の概要は、以下の通りである。

I 農業農村整備緊急特別対策(公共事業)

- 扱い手が相当数存在するなど地域の体制が整つており、緊急的に農業の体質強化を図る必要がある地区において、継続事業の完了促進(工期短縮)・新規事業の短期間での整備完了を図ること、及び場整備等の核となる

IV 農業内外からの新規就農者の確保対策

- 新政策が目標としている経営体数(個別経営体数:約三五万~四〇万、組織経営体数:約四~五万)を確保するため、無利子の就農支援特別資金を創設する。

①就農研修資金

農業大学校、民間研修教育施設、先進農家等において実践的な研修教育を受けるのに必要な経費を対象

②就農準備資金

就農先の調査、住居の移転等就農に当たつての準備を行うのに必要な経費を対象

V 土地改良負担金対策

土地改良負担金の軽減を図るため、土地改良負担金総合償還対策事業を拡充する。

(1) 平準化事業の拡充

採択用件を緩和し、採択期間を延長するとともに、中山間地域における平準化対象金額を拡大する。
(2) 担い手育成支援事業（仮称）の創設
担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区について、負担金の利息相当額の一部を助成金として交付する。

VI 現場に直結する技術開発の促進（省略）

VII 個別品目対策（省略）

- ①畑作物対策
- ②果樹対策
- ③畜産対策
- ④でん粉対策

VIII 中山間地域新部門導入資金（仮称）の創設

XI 農家負担軽減支援特別対策

農業を継続する意思のある者のうち、新規

設

中山間地域等は、その地理的条件から規模拡大による対応には限界があるため、地域の特性を生かした新規作物の導入等により経営の改善を図っていく必要がある。

このような先駆的な農業経営を支援するため、先進地調査、栽培技術の習得、機械・施設の導入、初度的な運転経費等を対象とする無利子資金を農業改良資金の中に創設する。

- (1) 農家負担軽減支援特別資金（仮称）の創設（貸付金利二・五%〔変動〕）
- (2) 自作農維持資金の充実
- (3) 農業経営基盤強化資金の拡充

IX 中山間・都市交流拠点整備事業

中山間地域の情報発信の拠点（仮称「ふるさとプラザ」）を主要大都市（二箇所）に整備し、中山間地域情報の提供、情報発信に関する指導、中山間地域の役割の普及啓発を行う。

XII 中山間関連融資の金利引下げの継続

農林漁業金融公庫による中山間関連融資について、引き続き金利引下げを措置する。

投資等により経営改善を進めようとする者に

対し、既往債務の負担の軽減を図るため、農家負担軽減支援特別資金等について、利子助成や貸付限度額の拡大等拡充を行う。

(1) 農家負担軽減支援特別資金（仮称）の創設（貸付金利二・五%〔変動〕）

(2) 自作農維持資金の充実

(3) 農業経営基盤強化資金の拡充

X 中山間農地保全対策事業

農地保有合理化法人が買い入れ又は借り入れた農地について、受け手が確保されるまでの間、同法人が管理耕作することにより、農地の保全とともに、農業が有している国土保全機能等の維持増進を図るために、管理耕作に必要な経費（生産資材費、農業機械リース料、雇用労賃等）のための借入金について無利子にするため、国、県が利子助成を行う。

なお、「関連対策」と従来の農林水産予算との関係については、十二月一日の衆議院世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会において、村山総理が政府を代表し、「『関連対策』は六年間の新しい事業として政府・与党が責任をもって決定したものであり、各年度の予算編成過程で総合的に検討されるものではあるが、従来の農林水産予算を新しい事業の財源捻出のために削減・抑制することは考えていない」との趣旨の答弁をしている。

社会党の新刊情報

最新刊

よくわかる選挙実務Q&A

A5判/160ページ/予価1,500円

選対実務者のための完全選挙マニュアル

後援会づくりから、選挙事務所の設立・運営、総務・組織・広報・演説行動・財政までを部門別に完全フォロー。選挙運動に関する実務的なノウハウを満載。95選挙を勝ち抜くために必読の一冊です。

12月中旬刊行予定につき、只今予約受け付け中!!

好評既刊

よくわかる
「新・選挙制度Q&A」
監修 日本社会党選挙対策委員会

A5判/80ページ/定価1,000円(税込)

政治改革4法の成立で、選挙はどうかわったのか、をQ&A方式でわかりやすく解説。

95election

選挙政策シリーズ1

重要政策Q&A

発売中

政権中軸政党・社会党の新しい重要政策（自衛隊・安保・税制・国際貢献・エネルギーなど）を1問1答で解説。

A5判/56ページ/定価600円(税込)

95election●選挙政策シリーズ 第2弾自治体選挙政策集12月下旬刊行予定

お問い合わせ・お申し込み●日本社会党機関紙広報委員会

電話 03-3592-7515 ファックス03-3581-3528

注文申込書

氏名

連絡先

住所

電話

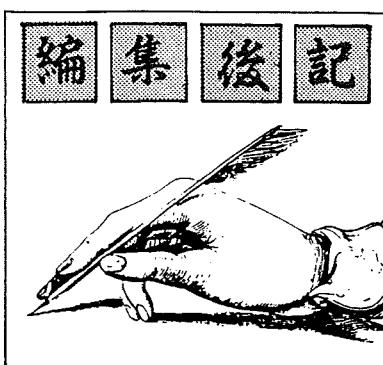
申し込み

書籍名	/ 冊数	冊
書籍名	/ 冊数	冊

村山内閣が誕生し、早くも半年が経過した。そして先の臨時国会では、継続案件となつていていくつかの重要な法案を含めすべての政府提出法案が成立した。なにはともあれ、いろいろ困難な問題を抱えながら良く頑張ったと思う。連立政権とは言え、かつて「社会党に政権担当能力があるか」等と、あれこれ批判されたことが思い出される。内閣支持率も次第に上昇しているが正にこれからが本番というべきであり、心して頑張らねばならないだろう。

◆それにしても新たに誕生した新進党の陣容はなんと表現したら良いか。マスコミが「始めて幹事長ありきで、それが決定してから党首ということか」等などと揶揄したが、かつての自民党の総裁と幹事長のコンビが揃って登場ということであり、テレビで海部党首が「私は生まれ変わりました」と熱弁をふるつても国民の多くが冷めた見方をするのも当然であろう。

◆今年は選挙の年である。そして、次の総選挙は、小選挙区制で行われる。政界は激動



の時代に入ったのであり、他党を評論家風に批評している余裕はない。結党五十周年を迎

える社会党もまた、この新しい時代にどのような体制でその歴史的任務を果たすかが問われている。まさに党の存亡にもつながる厳しい試練にさらされているのであり、国民の眼はかつてなく厳しいが、それは同時に、党にたいする強い期待もあるのではない。これまで平和と民主主義、基本的人権の擁護のため全力で奮闘してきた多くの実績に誇りを持ちなが

ら、真に国民の期待を担える党へと発展させなければならぬが、その時間的余裕も少ない。

◆新年早々であるが、いよいよ行政改革が政治の大きな焦点となってきた。党的基本的考え方は、本紙にも収録されているが、行政の

肥大化現象は限界状況まで達しており、よつてその改革の範囲は広い。「総論賛成、各論反対」などはもはや通じない。村山内閣、同時に社会党にとつても、今年は正念場と言える。

政策資料編集委員会

委員長 関山信之
編集委員 大畠章宏
穂山篤
糸井寛

土肥隆一
田口健二
石田好数
河野道夫

兼事務局長 浜谷惇
会計監査 石橋大吉
小川正浩
長谷川崇之
石田幸彦
糸久八重子
大畠章宏
糸井寛
土肥隆一
田口健二
石田好数
河野道夫

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 四五〇円

送料 七六円

年間購読料 六〇〇〇円(前納)

郵便振替 東京〇〇一八〇

又は
大和銀行 衆議院支店
普通 203888

日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

January 1995

No. 340

一九九五年一月一日發行 政策資料 第三四〇号 每月一回一日發行

一九七五年一〇月九日第三種郵便物認可

<FOREWORD>

WARASHINA Mitsuharu
Vice-Chairman of the Policy-Making Board

<FEATURES>

- New Directions of Public Investments
(SDPJ's Working Team on Financial and Administrative Reform)*
- New Principles of Administrative Reform
(SDPJ's Working Team on Financial and Administrative Reform)*
- New Policies and Institutions for De-regulation
(SDPJ's Working Team on Financial and Administrative Reform)*
- On the Settlement of the Comfort Women Issue
(SDPJ's Working Team on the Remaining WWII-related Issues)*
- Basic Proposals on De-centralization
(SDPJ's ad-hoc Committee on De-centralization)*
- Draft Proposal on the Restructuring of Japan's Economy
(The Ruling Parties' Team on Economic Policies)*
- The New Party Declaration of 1995(draft)*

<POLICY FOCUS>

*The Diet Television? Political Reform and Public Access to Political Information
(by OGATA Gaku)*

*Domestic Measures concerning the Uruguay Round Agreement
(by OGATA Shusaku)*

政策資料 1月号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 関山信之
発行 日本社会党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581)5111 内線3880~4
FAX 03(3502)5857

Published by Policy-Making Board
Social Democratic Party of Japan

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Natata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

定価450円 (送料76円)